

香川県香川海区 共同漁業種に関する情報一覧

免許番号	漁業種名	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・種別の別	関係地区	条件
共第1号	引田漁業協同組合	東かがわ市高塚、西野、坂元及び田畑先	漁場の区域 A、ハの2直線とC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、ハの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。 基点A 香川県、徳島県境界 #B 龍王山岬の岬 (北緯34度11分30.82秒、東経134度25分28.434秒の点) #C 大丸岬 #D 兵庫県淡路市正成 #E 田からB見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点 #F 田からB見通し延長線とCから200メートルの点 #G 田からB見通し延長線とCから200メートルの点 #H 引田港小瀬川防波堤突堤 #I 引田港防波堤1号突堤	第一種共同漁業	あび漁業 びんご漁業 いわが漁業 いわが沖漁業 引込漁業 定置漁業	もずく3月1日から6月30日まで なごこ11月1日から翌年3月31日まで その他1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	東かがわ市坂元・高塚・西野・引田・高野・吉田・小瀬・川原	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第2号	引田漁業協同組合	東かがわ市松島地先	漁場の区域 松島側最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域	第一種共同漁業	あび漁業 びんご漁業 いわが漁業 いわが沖漁業 引込漁業 定置漁業	もずく3月1日から6月30日まで なごこ11月1日から翌年3月31日まで その他1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	東かがわ市坂元・高塚・西野・引田・高野・吉田・小瀬・川原	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第3号	引田漁業協同組合	東かがわ市通志島地先	漁場の区域 志念側最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域	第一種共同漁業	あび漁業 びんご漁業 いわが漁業 いわが沖漁業 引込漁業 定置漁業	もずく3月1日から6月30日まで なごこ11月1日から翌年3月31日まで その他1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	東かがわ市坂元・高塚・西野・引田・高野・吉田・小瀬・川原	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第4号	引田漁業協同組合	東かがわ市志島地先	漁場の区域 志島側最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域	第一種共同漁業	あび漁業 びんご漁業 いわが漁業 いわが沖漁業 引込漁業 定置漁業	もずく3月1日から6月30日まで なごこ11月1日から翌年3月31日まで その他1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	東かがわ市坂元・高塚・西野・引田・高野・吉田・小瀬・川原	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第5号	東園漁業協同組合	東かがわ市南越地地先	漁場の区域 A、イ、ロの2直線とC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 南越地北端から東へ500メートルの点 (北緯34度15分29.87秒、東経134度22分53.144秒の点) #B 南越地ニギハクシ燈塔先端 (北緯34度15分27.75秒、東経134度22分34.232秒の点) #C 西字津の東側境界 #D 三本松燈塔灯台 #E AからB見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点 #F 点DからB見通し延長線とCから200メートルの点	第一種共同漁業	あび漁業 びんご漁業 いわが漁業 定置漁業	なごこ11月1日から翌年3月31日まで その他1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	東かがわ市津・松原・三本松・境内・西村・小瀬・高橋	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第6号	東園漁業協同組合	東かがわ市松島地先	漁場の区域 C、ロ、イの2直線とC間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 白鳥港新川防波堤基部 #B 一ツ島高頂 #C 不動明王(東かがわ市松原、漫遊界不動堂) #D 東園港管理敷実地 #E AからB見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点 #F 点DからB見通し延長線とCから200メートルの点	第一種共同漁業	なごこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	東かがわ市津・松原・三本松・境内・西村・小瀬・高橋	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第7号	東園漁業協同組合	東かがわ市須見地先	漁場の区域 イ、ハ、ロの2直線とC間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、漢川に流すのは南側突堤を除くとする。 基点A 女島高頂 #B 三本松港一文字防波堤灯台 #C 不動明王(東かがわ市松原、漫遊界不動堂) #D 東園港管理敷実地 #E 兵庫側西島高頂 #F AからB見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点 #G 点DからB見通し延長線とCから200メートルの点 #H AからB見通し延長線とCから200メートルの点	第一種共同漁業	あび漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	東かがわ市津・三本松・境内・西村・小瀬・高橋	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第8号	東園漁業協同組合	東かがわ市須賀西地先	漁場の区域 C、ロ、イの2直線とC間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 女島高頂 #B 三本松港一文字防波堤灯台 #C 東かがわ市津、三本松港 #D 一ツ島高頂 #E 兵庫側西島高頂 #F AからB見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点 #G CからD見通し延長線とCから200メートルの点 #H AからB見通し延長線とCから200メートルの点	第一種共同漁業	あび漁業 びんご漁業 定置漁業 なごこ漁業	なごこ11月1日から翌年3月31日まで その他1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	東かがわ市津・三本松・境内・西村・小瀬・高橋	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第9号	東園漁業協同組合	東かがわ市丹生島、島地先	漁場の区域 市へ、二ハ、ロイ、イの4直線と編島、女島、丸島高潮時沖出し100メートルの只曲線及びへハ間最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 袖無島北端 #B 志島寺行状の鼻 #C 女島西高頂 #D 女島西高頂 #E 編島西端 #F 編島西端 #G 志島寺市津島東端 #H 一ツ島高頂 #I AからB見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点 #J CからD見通し延長線とCから200メートルの点 #K DからE見通し延長線とDから100メートルの点 #L AからB見通し延長線とDから100メートルの点 #M 二からD見通し延長線とEから100メートルの点 #N FからG見通し延長線とFから100メートルの点 #O HからI見通し延長線とHから200メートルの点 #P JからE見通し延長線、Jから150メートルの点	第一種共同漁業	あび漁業 びんご漁業 定置漁業 あび漁業	なごこ11月1日から翌年3月31日まで その他1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	東かがわ市津・三本松・境内・西村・小瀬・高橋	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第10号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町鶴岡白岩地先	漁場の区域 AとBを結ぶ線の周囲100メートルの区域 基点A 西畑白岩中央 #B 東畑白岩中央	第一種共同漁業	あび漁業 びんご漁業 いわが漁業 定置漁業	いわが4月1日から11月30日まで なごこ11月1日から翌年3月31日まで その他1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	さぬき市津田町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第11号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町鶴岡地先	漁場の区域 K、チ、トへ、ハホ、ホニ、ハロ、アイの6直線、K、J、C間沖出し50メートルの只曲線と、ED間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 鶴岡、津田境界の海境石 #B お徳所北端 #C 伊予島西端 #D 名島島北端 #E 名島島南端 #F 高畑社中央 #G 長瀬北端 #H 西元津港1号防波堤中央屈曲部(基脚側) #I 東かがわ市丸島島北端 #J 志島寺行状の北端 #K 志島寺、東かがわ市境界 #L 兵庫側西島高頂 #M 西元津港北防波堤突堤 #N AからB見通し延長線、Cから150メートルの点 #O AからB見通し延長線、Cから150メートルの点 #P DからE見通し延長線、Dから100メートルの点 #Q 二からD見通し延長線、Eから100メートルの点 #R GからF見通し延長線、Gから100メートルの点 #S HからI見通し延長線、Hから200メートルの点 #T JからE見通し延長線、Jから150メートルの点	第一種共同漁業	あび漁業 びんご漁業 いわが漁業 いわが沖漁業 引込漁業 定置漁業	いわが4月1日から11月30日まで なごこ11月1日から翌年3月31日まで その他1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	さぬき市津田町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

免許番号	漁業種	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第12号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町津田地先	漁場の区域 Cロ、Aイの2重線とAC間沖出し100メートル、狭子島周囲沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 小田、津田町津田堤岸 #B 小豆島町大内島岸東端 #C 津田町堤岸、津田岬の南端 点イ AからBを通し線上Aから150メートルのところ #ロ CからDを通し線上150メートルのところ	第一種共同漁業	あわび漁業 びんご漁業 いわがき漁業 びんご漁業 びんご漁業	いわがき 4月1日から11月30日まで なごこ 11月1日から翌年3月31日まで その他 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	さぬき市津田町津田	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第13号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町ノカベ地先	漁場の区域 Aイ、Bロの2重線と最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域	第一種共同漁業	あわび漁業 びんご漁業 いわがき漁業 びんご漁業 びんご漁業	いわがき 4月1日から11月30日まで なごこ 11月1日から翌年3月31日まで その他 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	さぬき市津田町津田	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第14号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町高島地先	漁場の区域 高島島周最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの区域	第一種共同漁業	あわび漁業 びんご漁業 いわがき漁業 びんご漁業 びんご漁業	いわがき 4月1日から11月30日まで なごこ 11月1日から翌年3月31日まで その他 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	さぬき市津田町津田	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第15号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町ノカベ地先	漁場の区域 Aイ、Bロの2重線とAC間沖出し100メートルの区域 基点A ノカベ中央	第一種共同漁業	あわび漁業 びんご漁業 いわがき漁業 びんご漁業 びんご漁業	いわがき 4月1日から11月30日まで なごこ 11月1日から翌年3月31日まで その他 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	さぬき市津田町津田	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第16号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市小田島屋敷・本小田地先	漁場の区域 Aイ、Bロの2重線とAB間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 小田港外防波堤基部 #B 小田島堤岸 #C 小田町高島嶺 #D 小豆島町大内島岸東端 点イ AからBを通し線上Aから100メートルのところ #ロ BからDを通し線上Bから100メートルのところ	第一種共同漁業	あわび漁業 びんご漁業 いわがき漁業 びんご漁業 びんご漁業	なごこ 11月1日から翌年3月31日まで その他 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	さぬき市小田	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第17号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市小田町西・西津地先	漁場の区域 Aイ、Bロの2重線とAC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 西津海岸西端 #B 小豆島町大内島岸東端 #C 西津海岸外防波堤基部 #D 西津海岸堤岸 点イ AからBを通し線上Aから150メートルのところ #ロ CからDを通し線上Cから150メートルのところ	第一種共同漁業	あわび漁業 びんご漁業 いわがき漁業 びんご漁業 びんご漁業	なごこ 11月1日から翌年3月31日まで その他 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	さぬき市小田	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第18号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市小田大車地先	漁場の区域 Aイ、Cロの2重線とAC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 小田の島 #B 小豆島町大内島 #C 大車嶺 #D 小豆島町長ヶ島 点イ AからBを通し線上Aから100メートルのところ #ロ CからDを通し線上Cから100メートルのところ	第一種共同漁業	あわび漁業 びんご漁業 いわがき漁業 びんご漁業 びんご漁業	なごこ 11月1日から翌年3月31日まで その他 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	さぬき市小田	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第19号	福住漁業協同組合	さぬき市白方漁業地先	漁場の区域 Aイ、Bロの2重線とAC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 白方漁業防波堤基部 #B 土庄前大田山家頂(227メートル) #C 福船川尻方水門中央 点イ AからBを通し線上Aから50メートルのところ (北緯34度29分41秒、東経134度11分34秒の点) #ロ CからDを通し線上Cから50メートルのところ	第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	さぬき市福住	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第20号	福住漁業協同組合	福住地先	漁場の区域 Aイ、Cロの2重線とAC間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、Cロの2重線とE間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、E H、ロFの2重線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、H E、Jの2重線とG、GH、H、K間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 大島嶺 #B 小豆島町長ヶ島 #C 長浜漁港北防波堤曲がり角 #D 二子作 #E 天川西部流域下流連続堤堰埋立地北西端 #F 白方大次所東側 #G 白方漁業防波堤の南東防波堤突端 #H 福住島北端真珠島養魚場石積み跡北端 #I 小島北端 #J さぬき市埋立地南西角 #K 福船川尻方防波堤突端 点イ AからBを通し線上Aから200メートルのところ #ロ Fから福船川左岸と直線に東への延長線と福船川右岸との交差点 #ハ HからKを通し線上Hから200メートルのところ	第一種共同漁業	あわび漁業 びんご漁業 いわがき漁業 びんご漁業 びんご漁業	なごこ 11月1日から翌年3月31日まで その他 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	さぬき市福住	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 漁獲網、磯網漁業と協同の上乗業しなければならない。
共第21号	牟礼漁業協同組合	高松市牟礼町地先	漁場の区域 Aイ、Bロの2重線とAB間沖出し40メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 大字原西の川尻中央 #B 牟礼川東地区埋立地南端 #C さぬき市小車嶺 #D さぬき市小車嶺 点イ AからBを通し線上Aから40メートルのところ #ロ BからCを通し線上Bから40メートルのところ	第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市牟礼町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の存在を許す有効な標識を設置しなければならない。
共第22号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町高島地先	漁場の区域 Bイ、Aロの2重線とAB間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 大島嶺 #B 平谷島 #C 高島北端 #D 高松市大車嶺(小田、福住堤岸) 点イ BからCを通し線上Bから200メートルのところ #ロ AからDを通し線上Aから200メートルのところ	第一種共同漁業	わかめ漁業 びんご漁業 あわび漁業 あわび漁業 びんご漁業 びんご漁業	わかめ 11月1日から翌年3月31日まで なごこ 11月1日から翌年3月31日まで なごこ 11月1日から翌年3月31日まで その他 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市庵治町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 漁獲網、磯網漁業と協同の上乗業しなければならない。
共第23号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町高島地先	漁場の区域 高島周最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域	第一種共同漁業	わかめ漁業 びんご漁業 あわび漁業 あわび漁業 びんご漁業 びんご漁業	わかめ 11月1日から翌年3月31日まで なごこ 11月1日から翌年3月31日まで なごこ 11月1日から翌年3月31日まで その他 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市庵治町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 漁獲網、磯網漁業と協同の上乗業しなければならない。
共第24号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町大部地先	漁場の区域 Aイ、Bロの2重線とイB間沖出し80メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 江ノ浦埋立地西側護岸北角から護岸沿い南へ50メートルのところ (北緯34度23分23.9秒、東経134度19分20.38秒の点) #B 平谷島 #C 土庄町大車嶺 点イ 江ノ浦埋立地西側護岸北延長線と最大高潮時海岸線との交差点 #ロ BからCを通し線上Bから80メートルのところ	第一種共同漁業	わかめ漁業 びんご漁業 あわび漁業 あわび漁業 びんご漁業 びんご漁業	わかめ 11月1日から翌年3月31日まで なごこ 11月1日から翌年3月31日まで なごこ 11月1日から翌年3月31日まで その他 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市庵治町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 漁獲網、磯網漁業と協同の上乗業しなければならない。
共第25号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町高島地先	漁場の区域 福毛島周最大高潮時海岸線から沖出し50メートル以内の区域	第一種共同漁業	わかめ漁業 びんご漁業 あわび漁業 あわび漁業 びんご漁業 びんご漁業	わかめ 11月1日から翌年3月31日まで なごこ 11月1日から翌年3月31日まで なごこ 11月1日から翌年3月31日まで その他 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市庵治町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 漁獲網、磯網漁業と協同の上乗業しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第26号	漁漁協同組合	高松市庵治町荒島・龍島地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ホホ、ヘト、トイの直線と荒島及び龍島の最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 龍島沖東端 #B 龍島沖西端 #C 龍島沖西端 #D 龍島沖西端	第一種共同漁業	わかめ漁業 びんご漁業 鮎びきり漁業 びんご漁業 びんご漁業 びんご漁業	わかめ 11月1日から翌年5月31日まで なごめ 11月1日から翌年5月31日まで なごめ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 漁獲網、磯壁網漁業と漁網の上乗置しななければならない。
共第27号	漁漁協同組合	高松市庵治町大島地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ホホ、ヘト、チリ、ライの直線と大島及び矢竹島の最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 大島アバキの真西端 #B 矢竹島南端 #C 大島北端 #D 大島北端 #E 大島東端陸岸南端 #F 大島東端南端 #G 大島メケ子島 #H 大島西端 #I 大島島の東端(217メートル) #J 男木島南端 #K 土庄町小島 #L 龍島北端 #M 龍島北端 #N 龍島南端 #O 阿波山樺木島 #P ハビ島 #Q 屋島長崎島 点イ Aから陸直し線上Aから50メートルのところ #ロ Bから陸直し線上Bから50メートルのところ #ハ Cから陸直し線上Cから50メートルのところ #ニ Dから陸直し線上Dから100メートルのところ #ホ Eから陸直し線上Eから50メートルのところ #ヘ Fから陸直し線上Fから50メートルのところ #ト Gから陸直し線上Gから50メートルのところ #チ Gから陸直し線上Gから50メートルのところ #リ Hから陸直し線上Hから50メートルのところ	第一種共同漁業	わかめ漁業 びんご漁業 びんご漁業 びんご漁業 びんご漁業 びんご漁業	わかめ 11月1日から翌年5月31日まで なごめ 11月1日から翌年5月31日まで なごめ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 漁獲網、磯壁網漁業と漁網の上乗置しななければならない。
共第28号	代表 漁漁協同組合 さぬき市漁業協同組合 新島漁業協同組合	さぬき市志度から高松市庵治町大島地先に至る地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ホホの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、トイの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、又の直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、ホの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く	第一種共同漁業	わかめ漁業 びんご漁業 びんご漁業 なごめ漁業	なごめ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	さぬき市志度、高松市新井町・庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 漁獲網、磯壁網漁業と漁網の上乗置しななければならない。 ウ 志度地区の小型船舶用泊地においては、船舶の係留を助けてはならない。
共第29号	代表 漁漁協同組合 豊島漁業協同組合	豊島島地先	漁場の区域 アイ、イハ、ロEの4直線とAC間最大高潮時海岸線、CDの直線及びDE間最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 江ノ浦理地西側海岸北岸から陸岸沿い南へ50メートルのところ (北緯34度23分23.73秒、東経134度29分20.385秒の点) #B 豊島第一水防設備南端 #C 久遠港1号堤岸北端 #D 立花堤岸北端北東端 #E 豊島長崎島の島 #F 大島東端 #G 大島東端 #H 男木島東端(213メートル) 点イ Aから陸直し線上Dから50メートルの交差点 #ロ Eから陸直し線上Eから100メートルのところ #ハ Fから陸直し線上Fから50メートルの交差点	第一種共同漁業	わかめ漁業 びんご漁業 びんご漁業 なごめ漁業	わかめ 11月1日から翌年5月31日まで なごめ 11月1日から翌年5月31日まで なごめ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市庵治町・豊島町・豊島町・豊島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 漁獲網、磯壁網漁業と漁網の上乗置しななければならない。
共第30号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町和法川尻及び余島島地先	漁場の区域 Aロ、ロハ、ハDの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及び仏嶋・伊天島・中余島・大余島間最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域、ただし、土手前漁港泊地内は除く。 基点A 佐川橋脚西端から陸岸沿い南へ150メートルのところ (北緯34度29分07.8秒、東経134度11分27.759秒の点) #B 小豆(アズキ)島南端 #C 小豆島南端南端 #D 仏嶋南端 点イ Aから真方位45度の線と対岸の最大高潮時海岸線との交差点 #ロ Aとの交差点 #ハ ロからC見直し線とDからB見直し延長線との交差点	第一種共同漁業	あじ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町土庄	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第31号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町土庄地先	漁場の区域 Aイ、Cロ、Fハの3直線とC間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域並びに小豆(アズキ)島、伊天島、中余島、大余島間最大高潮時海岸線から沖出し200メートル以内の区域並びに中心に半径200メートル以内の区域、ただし、土庄東海岸、物産港、浮橋沖出し25メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。 基点A 土庄町南端、小豆島町南端南端 (北緯34度28分57.73秒、東経134度11分59.273秒の点) #B 伊天島南端北端 #C 取次崎北端 #D 取次崎南端 #E 土庄町土庄伊勢崎地先、百尋橋 (北緯34度28分56.64秒、東経134度18分18.9秒の点) #F 佐川橋脚西端から陸岸沿い南へ150メートルのところ (北緯34度29分07.8秒、東経134度11分27.759秒の点) 点イ Aから陸直し線上Aから200メートルのところ #ロ Cから陸直し線上Cから200メートルのところ #ハ Fから真方位45度の線と対岸の最大高潮時海岸線との交差点	第一種共同漁業	わかめ漁業 びんご漁業 びんご漁業 なごめ漁業	わかめ 11月1日から翌年5月31日まで なごめ 11月1日から翌年5月31日まで なごめ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町土庄	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第32号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町アフラ島地先	漁場の区域 アフラ島間最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域	第一種共同漁業	わかめ漁業 びんご漁業 びんご漁業 なごめ漁業	わかめ 11月1日から翌年5月31日まで なごめ 11月1日から翌年5月31日まで なごめ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町土庄	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第33号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町大野地先	漁場の区域 Aイ、Eハ、CH、GHの4直線と、AE間並びに大島間最大高潮時海岸線から沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、ただし、この直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、大野港アラー線橋部分、大野港岸沖出し25メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。 基点A 土庄町小野、小豆島町吉田南端 (北緯34度33分47.55秒、東経134度19分56.993秒の点) #B 小豆島町大野南端(177メートル) #C 小野アフラ島西端 #D 伊勢崎南端 #E 伊勢崎村、北浦村境界 (北緯34度32分34.29秒、東経134度15分16.8秒の点) #F 阿波山樺木島内市久町東高瀬 #G 大島西端 #H 大島東端 点イ Aから陸直し延長線上Aから200メートルのところ #ロ Dから陸直し延長線上Dから200メートルのところ #ハ Eから陸直し延長線上Eから200メートルのところ #ニ 大野港西側堤防境	第一種共同漁業	わかめ漁業 びんご漁業 びんご漁業 あじ漁業 なごめ漁業	わかめ 11月1日から翌年5月31日まで なごめ 11月1日から翌年5月31日まで なごめ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町大野	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。

免許番号	漁業種番	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第34号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町豊島家浦北地先	漁場の区域 A・イ、Cの2直線とAC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、磯漁港泊地内、家浦湾内を除く。 基点A 家浦、唐櫃境界(深谷川尻) (北緯34度29分49.745秒、東経134度49分40.583秒の点) #B 岡山県岡山県津島外海漁場 (北緯34度35分57.503秒、東経134度29分39.049秒の点) #C 平嶋 #D 豊島町井島戸尻島 点イ Aから目見渡し線上から100メートルのところ 点ロ Cから目見渡し線上から100メートルのところ	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業 たけのこ漁業	わかめ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町豊島家浦	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、県又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第35号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町豊島家浦西地先	漁場の区域 A・イ、Cの2直線とAC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域並びにEを中心に半径100メートル以内の区域 基点A 坊主ノ島 #B 高松市市木島西端 #C 平嶋 #D 豊島町井島戸尻島 #E 土庄町豊島家浦半嶋地先、めおと岩 (北緯34度29分21.86秒、東経134度2分26.78秒の点) 点イ Aから目見渡し線上から100メートルのところ 点ロ Cから目見渡し線上から100メートルのところ	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業 たけのこ漁業	わかめ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町豊島家浦	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、県又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第36号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町豊島家浦南地先	漁場の区域 A・イ、Cの2直線とAC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 坊主ノ島 #B 高松市市木島西端 #C 平嶋 #D 豊島町井島戸尻島 #E 土庄町豊島家浦半嶋地先、めおと岩 (北緯34度29分21.86秒、東経134度2分26.78秒の点) 点イ Aから目見渡し線上から100メートルのところ 点ロ Cから目見渡し線上から100メートルのところ	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業 たけのこ漁業	わかめ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町豊島家浦	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、県又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第37号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町豊島早生地先	漁場の区域 A・イ、Bの2直線とAB間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 保崎 #B 徳佐工門島 #C 豊島町豊島山高瀬 #D 高松市市木島東端 点イ Aから目見渡し線上から100メートルのところ 点ロ Cから目見渡し線上から100メートルのところ	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業 たけのこ漁業	わかめ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町豊島早生	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、県又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第38号	碧海漁業協同組合	小豆郡土庄町伊予草・赤ソノイ・小江・沖之島・島島・長浜地先	漁場の区域 A・イ、Cの2直線とAC間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域並びに赤ソノイ、沖之島、島島間最大高潮時海岸線から沖出し200メートル以内の区域。ただし、八二の直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、沖之島敷設事業に係る「江一沖之島間の家橋橋脚部分及び埋め立て予定区域(埋立面積約800㎡)を除く。 基点A 洲崎、伊予草境界(大谷川尻中央) (北緯34度29分41.179秒、東経134度10分16.136秒の点) #B 洲崎北端 #C 八ノ崎北端 点イ Aから目見渡し線上から200メートルのところ 点ロ Cから目見渡し線上から200メートルのところ #ハ 新開第1防波堤突堤	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業 たけのこ漁業	わかめ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町伊予草・小江・長浜	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、県又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第39号	碧海漁業協同組合	小豆郡土庄町伊予草・イノソノイ・中ノソノイ・白石地先	漁場の区域 干振島・イテノソノイ・中ノソノイ・白石間最大高潮時海岸線から沖出し200メートル以内の区域。 基点A 洲崎、伊予草境界(大谷川尻中央) (北緯34度29分41.179秒、東経134度10分16.136秒の点) #B 洲崎北端 #C 八ノ崎北端 点イ Aから目見渡し線上から200メートルのところ 点ロ Cから目見渡し線上から200メートルのところ #ハ 新開第1防波堤突堤	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業 たけのこ漁業	わかめ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町伊予草・小江・長浜	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、県又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第40号	碧海漁業協同組合	小豆郡土庄町小豆島地先	漁場の区域 小豆島間最大高潮時海岸線から沖出し200メートル以内の区域。 基点A 洲崎、伊予草境界(大谷川尻中央) (北緯34度29分41.179秒、東経134度10分16.136秒の点) #B 洲崎北端 #C 八ノ崎北端 点イ Aから目見渡し線上から200メートルのところ 点ロ Cから目見渡し線上から200メートルのところ #ハ 新開第1防波堤突堤	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業 たけのこ漁業	わかめ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町伊予草	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、県又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第41号	北清漁業協同組合	小豆郡土庄町北清地先	漁場の区域 イロ、Cの2直線とC間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域並びに北清小島間最大高潮時海岸線から200メートル以内の区域。 基点A 旧北清村、大郡村境界 (北緯34度29分24.629秒、東経134度19分16.68秒の点) #B 岡山県瀬戸内市市心町高島高瀬 #C 早崎北端 点イ Aから目見渡し線と最大高潮時海岸線との交差点 点ロ Aから目見渡し線上からBへ200メートルのところ #ハ Cから真方位度200メートルのところ	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業	その他 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町高崎・豊崎・見島・小海	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、県又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第42号	唐櫃漁業協同組合	小豆郡土庄町豊島唐櫃地先	漁場の区域 A・イ、Cの2直線とAC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。 基点A 唐櫃、家浦境界(深谷川尻) (北緯34度29分49.745秒、東経134度49分40.583秒の点) #B 岡山県岡山県津島外海漁場 #C 徳佐工門島 #D 高松市市木島東端 点イ Aから目見渡し線上から100メートルのところ 点ロ Cから目見渡し線上から100メートルのところ	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業 たけのこ漁業	わかめ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町豊島唐櫃	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、県又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第43号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町吉田地先	漁場の区域 Aを中心とする半径150メートルの線とAからB見渡し線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。 基点A 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #B 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #C 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #D 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #E 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #F 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #G 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #H 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #I 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #J 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #K 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #L 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #M 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #N 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #O 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #P 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #Q 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #R 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #S 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #T 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #U 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #V 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #W 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #X 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #Y 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点) #Z 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ (北緯34度29分23.17秒、東経134度20分46.278秒の点)	第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町吉田・福田	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、県又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第44号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町吉田から岩谷に至る地先	漁場の区域 Aを中心とする半径150メートルの線とAからB見渡し線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、岩谷、福田、岩谷、岩谷の各漁港泊地内を除く。 基点A 小豆島町吉田、土庄町小郡境界 (北緯34度29分47.855秒、東経134度19分56.993秒の点) #B 吉田川尻防砂堤基部から突堤へ40メートルのところ #C 松ヶ島 #D 高松市市木島東端 点イ Bから目見渡し線とAから200メートルのところ 点ロ Cから目見渡し線上から200メートルのところ	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業 たけのこ漁業	わかめ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町吉田・福田・岩谷	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、県又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第45号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町種地先	漁場の区域 A・イ、Bの2直線とAを含むAB間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、磯漁港泊地内を除く。 基点A 松ヶ島 #B 種、唐櫃境界(笠ノ島) (北緯34度29分39.588秒、東経134度21分12.847秒の点) #C 高松市市木島東端(千光寺山)高瀬(448メートル) #D 兵庫県洲崎町市丸山端 点イ Aから目見渡し線上から200メートルのところ 点ロ Cから目見渡し線上から200メートルのところ	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業 たけのこ漁業	わかめ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町種	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、県又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

免許番号	漁業種	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・種別の別	関係地区	条件
共第46号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町坂手から西村に至る地先	漁場の区域：Aイ、Bの2直線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、M9の2直線とM間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、U、リ、Lの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、H、ト、チ、子、の3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、P、Jの2直線とP間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、U、リ、Lの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びL、M9の2直線とM間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、ただし、O、L、ル、カ、ワ、Zの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。 基点A 橋、坂手境界(笠ヶ島) (北緯34度28分38.588秒、東経134度21分12.947秒の点) #B 坂手大出漁区 #C 龍ノ子島北端 #D 龍ノ子島南端 #E 大内島南の高頂(159メートル) #F 小島北西端 #G 大島北端 #H 龍明島 #I 切谷北防波堤基部 #J 赤島 #K 井天島西端 #L 龍島 野村境界 (北緯34度28分48.887秒、東経134度17分46.415秒の点) #M 小豆島西村、二面境界 (北緯34度28分10.73秒、東経134度16分3.582秒の点) #N 石橋南の島 #O 田二生村、三都村境界(大崎) (北緯34度28分57.18秒、東経134度15分45.477秒の点) #P 龍島南側及び市北山脚 #Q 内海寄岸防波堤基部から先端へ20メートルのところ (北緯34度28分40.127秒、東経134度17分56.011秒の点) #R 龍島東岸境界 #S 別当川右岸境界南端 点イ AからP見渡し線上から200メートルのところ 点ロ CからD見渡し線上から200メートルのところ	第一種共同漁業	あわび漁業 あじ漁業 さんま漁業 穴子漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町坂手・龍明・石橋・田二面・龍島・野村	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第47号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町坂手大手堤地先	漁場の区域：Aイ、Bの2直線とA間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。 基点A 坂手港西白堤岸西側基部 #B 西倉島 #C 小島西端 #D 小島南端 点イ AからC見渡し線上から100メートルのところ	第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町坂手	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第48号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町龍島地先	漁場の区域：大浦部島、小浦部島間最大高潮時海岸線から沖出し200メートル以内の区域。 基点A 龍島南端 点イ AからB見渡し線上から200メートルのところ	第一種共同漁業	あわび漁業 あじ漁業 さんま漁業 穴子漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町坂手	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第49号	地田漁業協同組合	小豆郡小豆島町東二面、龍野・神満・吉野・池田・瀬田地先	漁場の区域：Aイ、Bの2直線とB間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、ただし、リ、ス、リルの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。 基点A 小豆島町東二面、土佐町東端境界 (北緯34度29分57.52秒、東経134度19分59.273秒の点) #B 田二生村、三都村池田西側境界 (北緯34度27分20.041秒、東経134度14分15.767秒の点) #C 龍島島 #D 龍島西端 #E 龍野島 #F 子ウツシノ島 #G 田二生村、三都村東側境界 (北緯34度29分57.18秒、東経134度15分45.477秒の点) #H 小豆島西村、二面境界 (北緯34度29分10.73秒、東経134度16分3.582秒の点) #I 土佐町大島高頂 #J 土佐町菅島礼拝堂 #K 龍野町龍野竹藪南端 #L 池田町大浦部 #M 大浦部南端 #N 龍明島 #O 切谷北防波堤基部 #P 小豆島町小島北端 点イ AからP見渡し線上から200メートルのところ 点ロ BからC見渡し線上から100メートルのところ 点ハ CからD見渡し線上から70メートルのところ 点ニ DからE見渡し線上から50メートルのところ 点ホ EからF見渡し線上から90メートルのところ 点ヘ FからM見渡し線上から90メートルのところ 点ト GからN見渡し線上から90メートルのところ 点チ HからO見渡し線上から90メートルのところ #リ 池田港防波堤交差 #ス 池田大川南側南端 #ル 池田港西側南端	第一種共同漁業	あわび漁業 あじ漁業 さんま漁業 穴子漁業 なまこ漁業	その他1月1日から12月31日まで なまこ11月1日から翌年5月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町東二面・龍野・神満・吉野・池田・瀬田	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第50号	地田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田地先	漁場の区域：ABの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。 基点A 池田港新3号防波堤突端 (北緯34度28分29.378秒、東経134度13分56.672秒の点) #B 龍野寄岸小豆島の北側の島 (北緯34度28分25.869秒、東経134度13分54.087秒の点)	第一種共同漁業	あじ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町池田	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第51号	東松戸漁業協同組合	高松市女木町野戸地先	漁場の区域：Aイ、Bの2直線とB間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。 基点A 洞江浦白竹の島(小山島から海岸沿い南へ190メートルのところ) #B 大島南端 #C 金戸北端 #D 竜舟町大島北端 点イ AからB見渡し線上から70メートルのところ 点ロ CからD見渡し線上から70メートルのところ	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 あじ漁業 さんま漁業 穴子漁業 なまこ漁業	わかめ11月1日から翌年5月31日まで その他1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市女木町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第52号	東松戸漁業協同組合	高松市女木町東部地先	漁場の区域：ロハ、ハニ、ニホ、ホ北の4直線とロイ間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。 基点A 女木島中の高頂(197メートル) #B 龍野(龍野町竹藪南端から大島南端見返し延長線) #C 龍島長崎島 #D 竜舟町電玉山南端 #E ハニの南側の防波堤基部から北へ105メートルのところ (北緯34度23分30.325秒、東経134度2分15.185秒の点) 点イ AからD見渡し線と最大高潮時海岸線との交差点 点ロ BからC見渡し線上から100メートルのところ 点ハ AからD見渡し線上から100メートルのところ 点ニ EからF見渡し線上から200メートルのところ	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 あじ漁業 さんま漁業 穴子漁業 なまこ漁業	わかめ11月1日から翌年5月31日まで その他1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市女木町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
共第53号	東松戸漁業協同組合	高松市女木町下地先	漁場の区域：Aイ、ロハの2直線とロ間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。 基点A 高松線電柱付電柱から海岸沿い南へ50メートルのところ (北緯34度22分52.233秒、東経134度2分32.584秒の点) #B 龍島南側の島 #C 龍島南端 (北緯34度23分8.932秒、東経134度2分19.94秒の点) #D 小島南端 点イ AからB見渡し線上から200メートルのところ 点ロ CからD見渡し線と最大高潮時海岸線との交差点	第一種共同漁業	わかめ漁業 あわび漁業 あじ漁業 さんま漁業 穴子漁業 なまこ漁業	わかめ11月1日から翌年5月31日まで その他1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市女木町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第54号	東瀬戸漁業協同組合	高松市男木町東部地先	漁場の区域 線に囲まれた区域 基点A 男木北東堤端 #B 立正町小笠島西端(干出島) #C 男木漁港北防波堤南端 #D 尾島長崎島北端 基点イ AからB見通し線上から50メートルのところ #ロ CからD見通し線上から50メートルのところ	第一種共同漁業	わかめ漁業 あび漁業 さくら漁業 あまこ漁業	わかめ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市男木町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第55号	東瀬戸漁業協同組合	高松市男木町南部地先	漁場の区域 線に囲まれた区域 基点A 男木漁港防波堤基部から東方位284度18分40秒40メートルのところ 【北緯34度25分41秒、東経134度32分40秒の点】 #B 尾島長崎島 #C 大尾島南端 #D 男木漁港防波堤基部 基点イ AからB見通し線上から40メートルのところ #ロ CからD見通し線上から50メートルのところ	第一種共同漁業	わかめ漁業 あび漁業 さくら漁業 あまこ漁業	わかめ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市男木町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第56号	東瀬戸漁業協同組合	高松市男木町北西部地先	漁場の区域 線に囲まれた区域 基点A 長崎沖米口 【北緯34度25分53.22秒、東経134度3分28.917秒の点】 #B 高松町尾道山崎頂(99メートル) #C 尾島長崎島南端(99メートル)の点 【北緯34度25分25.402秒、東経134度3分13.853秒の点】 #D 高松町尾道南端 基点イ AからB見通し線上から80メートルのところ #ロ CからD見通し線上から80メートルのところ	第一種共同漁業	わかめ漁業 あび漁業 さくら漁業 あまこ漁業	わかめ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市男木町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第57号	代表 香西漁業協同組合 高松市瀬戸内漁業協同組合 下笠原漁業協同組合 坂出市漁業協同組合	高松市大尾島地先	漁場の区域 線に囲まれた区域 基点A 大尾島東海岸の香川川、岡山農機界 #B 大尾島東海岸の香川川、岡山農機界 #C 男木北堤端 #D 坂出市瀬戸内漁港 基点イ AからC見通し線上から50メートルのところ #ロ BからD見通し線上から50メートルのところ	第一種共同漁業	わかめ漁業 あび漁業 さくら漁業 あまこ漁業	わかめ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市(高松市瀬戸内・香西・下笠原漁協の地に属する)、坂出市玉越町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第58号	代表 香西漁業協同組合 高松市瀬戸内漁業協同組合 下笠原漁業協同組合 坂出市漁業協同組合	高松市小尾島地先	漁場の区域 線に囲まれた区域 基点A 小尾島南端最大高潮時海岸線から沖出し50メートル以内の区域	第一種共同漁業	わかめ漁業 あび漁業 さくら漁業 あまこ漁業	わかめ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市(高松市瀬戸内・香西・下笠原漁協の地に属する)、坂出市玉越町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第59号	直島漁業協同組合	香川県直島町尾島及び角崎地先	漁場の区域 線に囲まれた区域 基点A 直島内側 #B 直島野ノ島 #C 尾島長崎島北端 #D 尾道山崎頂 基点イ AからB見通し線上から100メートルのところ #ロ CからD見通し線上と直島最大高潮時海岸線との交差点	第一種共同漁業	あび漁業 さくら漁業 あまこ漁業	なまこ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	香川県直島町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第60号	直島漁業協同組合	香川県直島町并島南側地先	漁場の区域 線に囲まれた区域 基点A 土庄町直島東海岸沖防波堤灯台 #B 土庄町直島南端 #C 直島野ノ島 #D 直島ミヤマ岬 基点イ AからB見通し延長線と并島最大高潮時海岸線との交差点 #ロ CからD見通し延長線と并島最大高潮時海岸線との交差点 #ハ CからD見通し延長線と并島最大高潮時海岸線との交差点	第一種共同漁業	あび漁業 さくら漁業 あまこ漁業	なまこ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	香川県直島町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第61号	直島漁業協同組合	香川県直島町并島西部地先	漁場の区域 線に囲まれた区域 基点A 等島野崎北端 #B 直島北端 #C 并島ヘラガ崎へこ石 #D タラコ島北端 基点イ AからB見通し延長線と并島最大高潮時海岸線との交差点 #ロ CからD見通し延長線と并島最大高潮時海岸線との交差点 #ハ CからD見通し延長線と并島最大高潮時海岸線との交差点	第一種共同漁業	あび漁業 さくら漁業 あまこ漁業	なまこ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	香川県直島町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第62号	直島漁業協同組合	香川県直島町并ノ上嶺地先	漁場の区域 線に囲まれた区域 基点A 并島南東堤 #B 并ノ上嶺北端 #C 下笠原南東堤 #D 上島島北西端 #E 上島島南東堤 基点イ AからB見通し延長線と并ノ上嶺最大高潮時海岸線との交差点 #ロ CからD見通し延長線と并ノ上嶺最大高潮時海岸線との交差点 #ハ CからD見通し延長線と并ノ上嶺最大高潮時海岸線との交差点 #ニ CからD見通し延長線と并ノ上嶺最大高潮時海岸線との交差点	第一種共同漁業	あび漁業 さくら漁業 あまこ漁業	なまこ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	香川県直島町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第63号	直島漁業協同組合	香川県直島町并島西部地先	漁場の区域 線に囲まれた区域 基点A 岡山直島玉野市大尾島 #B 直島西端 #C 直島南西端 #D 高松市大尾島南端 #E 比久島南端 基点イ AからB見通し線上から100メートルのところ #ロ CからD見通し線上から100メートルのところ #ハ CからD見通し線上から100メートルのところ #ニ CからD見通し線上から100メートルのところ	第一種共同漁業	あび漁業 さくら漁業 あまこ漁業	なまこ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	香川県直島町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第64号	直島漁業協同組合	香川県直島町并島東部地先	漁場の区域 線に囲まれた区域 基点A 向島東堤 #B 直島東堤 #C 向島南東堤 基点イ AからB見通し線上から150メートルのところ	第一種共同漁業	あび漁業 さくら漁業 あまこ漁業	なまこ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	香川県直島町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第65号	直島漁業協同組合	香川県直島町并島野地先	漁場の区域 線に囲まれた区域 基点A 安野島南端最大高潮時海岸線から沖出し40メートル以内の区域	第一種共同漁業	あび漁業 さくら漁業 あまこ漁業	なまこ 11月1日から翌年5月31日まで その他 11月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	香川県直島町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。

免許番号	漁業種番	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第95号	代表 多摩津漁業協同組合 白方漁業協同組合	多摩津町塩江から多摩津町見立に至る地先	<p>岸線に囲まれた区域、D、E字の2直線とC区間沖出し20メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、F、I、Jの直線とC区間沖出し20メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、ただし、私田川内においては高岸等種下流域までとする。なお、L、二、ホ、ヘ、Mの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びロの見渡し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。</p> <p>基点A 丸亀市、多摩津町塩江 #B 丸亀市広島町波野新灯標 #C 多摩津町臨海土地区(東港町)北護岸東端から護岸立し南へ186メートルのところ #D 北緯34度17分2.592秒、東経133度44分51.989秒の点 #E 多摩津町臨海土地区(南港町)東防波堤突端 #F 多摩津町臨海土地区(南港町)北護岸東端 #G 多摩津町臨海土地区(南港町)西防波堤堤根折 #H 多摩津町臨海土地区(南港町)西防波堤堤根折 #I 多摩津町、三笠市境界 #J 多摩津町新島東端 #K 多摩津町臨海土地区(塩江5丁目)終末処理場北側護岸東端 #L 多摩津町臨海土地区(塩江5丁目)終末処理場北側護岸西端 #M 多摩津町種子港4号護岸東端 #N 丸亀市広島東端 #O 多摩津町種子港2号防波堤突端 #P 多摩津町種子港1号防波堤突端 #Q 多摩津町臨海土地区(東港町)北護岸東端 点イ AからB見渡し線上Aから25メートルのところ 点ロ CからB見渡し線上に沖出し20メートルのところ 点ハ AからB見渡し線上から200メートルのところ 点ニ KからL見渡し延長線上Kから150メートルのところ 点ホ 多摩津町臨海土地区(塩江5丁目)終末処理場南側護岸と平行に二から南へ284メートルのところ 点ヘ MからN見渡し線上Mから150メートルのところ 点ト Cからロ見渡し線上ロから100メートルのところ 点チ ホから護岸と直線上に沖出し20メートルのところ</p>	第一種共同漁業	わかめ漁業 あび漁業 さび漁業 かぶ漁業 なまこ漁業	わかめ 11月1日から5月31日まで なまこ 11月1日から3月1日まで その他 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	伊予県多摩津町(多摩津町、白方漁業協同組合の地区に限る)	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の履行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第96号	白方漁業協同組合	伊予県多摩津町大字西白方海岸中地先	<p>基点A 白方漁津立地西護岸南端から護岸立し北へ100メートルのところ (北緯34度15分39.037秒、東経133度43分51.878秒の点) #B 伊予県私田川防波堤突端 #C 多摩津町大字西白方防波堤 #D 多摩津町見立東端(電圧の敷288メートル) #E 点イロの見渡し線上ロから100メートルのところ #F ロ CからD見渡し線上Cから60メートルのところ</p>	第一種共同漁業	えしし漁業 あさり漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	伊予県多摩津町(白方漁協の地区に限る)	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の履行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第97号	白方漁業協同組合	伊予県多摩津町電宮島地先	<p>漁場の区域 イロ、ハCの2直線とC区間沖出し20メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域</p> <p>基点A 福島神社 #B 電宮島東端 #C 電宮島西端 点イ AからB見渡し線と最大高潮時海岸線との交差点 #ロ BからA見渡し線上イからへ20メートルのところ #ハ A CからA見渡し線上Cから20メートルのところ</p>	第一種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	伊予県多摩津町(白方漁協の地区に限る)	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の履行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第98号	多摩津町高見漁業協同組合	伊予県多摩津町高見島地先	<p>漁場の区域 高見島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域</p>	第一種共同漁業	あび漁業 さび漁業 かぶ漁業 なまこ漁業	なまこ 11月1日から3月31日まで その他 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	伊予県多摩津町高見	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の履行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第99号	多摩津町高見漁業協同組合	伊予県多摩津町佐野島地先	<p>漁場の区域 佐野島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域</p>	第一種共同漁業	あび漁業 さび漁業 かぶ漁業 なまこ漁業	なまこ 11月1日から3月31日まで その他 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	伊予県多摩津町佐野	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の履行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第100号	多摩津町高見漁業協同組合	伊予県多摩津町小島地先	<p>漁場の区域 小島島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域</p>	第一種共同漁業	あび漁業 さび漁業 かぶ漁業 なまこ漁業	なまこ 11月1日から3月31日まで その他 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	伊予県多摩津町佐野	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の履行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第101号	多摩津町高見漁業協同組合	伊予県多摩津町二面島地先	<p>漁場の区域 二面島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域</p>	第一種共同漁業	あび漁業 さび漁業 かぶ漁業 なまこ漁業	なまこ 11月1日から3月31日まで その他 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	伊予県多摩津町高見	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の履行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第102号	電漁漁業協同組合連合会	丸亀市本島町向島地先	<p>漁場の区域 CA、Aの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域</p> <p>基点A モトノ島北端 #B 向島東端 #C 向島南端</p>	第一種共同漁業	えしし漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	坂出市(向島漁協の地区に限る)、丸亀市本島町・広島町(小島漁協・小島島)	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の履行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第103号	電漁漁業協同組合連合会	丸亀市本島町西部地先(園ノ洲)	<p>漁場の区域 イロ、ロハ、ニ、イの4直線に囲まれた区域</p> <p>基点A 須田漁港北防波堤突端から基部へ75メートルのところ(旧突端) (北緯34度29分35.27秒、東経133度45分12.687秒の点) #B 園ノ洲北防波堤突端 #C 園ノ洲東端 #D 園ノ洲西端 #E カブササ木西端 #F 丸亀市下見島東端 #G 園ノ洲上水島西端 点イ AからC見渡し線とEからG見渡し線との交差点 点ロ AからC見渡し線とFからG見渡し線との交差点 点ハ BからD見渡し線とFからG見渡し線との交差点 点ニ BからD見渡し線とEからG見渡し線との交差点</p>	第一種共同漁業	えしし漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	坂出市(向島漁協の地区に限る)、丸亀市本島町・広島町(小島漁協・小島島)	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の履行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第104号	期間漁業協同組合	三笠市三野町大見及び期間町出水地先	<p>漁場の区域 AD、BC、Eイの3直線と津島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域及びAE間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域</p> <p>基点A 津島神社社務所護岸東端 #B 津島長谷谷切 #C 津島東端 #D 津島西端 #E 期間町水出立地北西端 #F 期間町志々島東端 #G 期間町志々島西端 点イ EからF見渡し線上Eから150メートルのところ</p>	第一種共同漁業	わかめ漁業 あび漁業 さび漁業 かぶ漁業 なまこ漁業	わかめ 11月1日から翌年5月31日まで あびがさび 1月1日から12月31日まで なまこ 11月1日から翌年5月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	三笠市三野町大見・期間町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の履行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第105号	期間漁業協同組合	三笠市期間町高谷から蕃田に至る地先	<p>漁場の区域 西にシマツツ直線と東に期間町最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域、三笠市期間町最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域及びA区間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、ただし、ロハの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、二の直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びE間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。</p> <p>基点A 高谷町木浦3号防波堤突端 #B 蕃田東端(干出) #C 蕃田防波堤突端 #D 蕃田西端 点イ CからD見渡し線上Cから150メートルのところ 点ロ AからB見渡し線上Aから100メートルのところ</p>	第一種共同漁業	わかめ漁業 あび漁業 さび漁業 かぶ漁業 なまこ漁業	わかめ 11月1日から翌年5月31日まで あびがさび 1月1日から12月31日まで なまこ 11月1日から翌年5月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	三笠市期間町大見・三笠市期間町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の履行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第106号	三笠市漁業協同組合	三笠市期間町志々島地先	<p>漁場の区域 志々島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域</p>	第一種共同漁業	あび漁業 さび漁業 かぶ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	三笠市期間町志々島・島島	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の履行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第107号	三笠市漁業協同組合	三笠市期間町志々島地先	<p>漁場の区域 志々島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域</p>	第一種共同漁業	あび漁業 さび漁業 かぶ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	三笠市期間町志々島・島島	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の履行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第108号	代表 三笠市漁業協同組合 期間漁業協同組合	三笠市期間町大浜・緑・島・生里島	<p>漁場の区域 西にシマツツ直線と東に期間町最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、ただし、大浜漁津立地先については、旧海岸線と基準とする。</p> <p>基点A 三笠市期間町、仁徳町境界 #B 緑島伊予伊勢町不動島(伊吹島北端) #C 三笠市期間町有田、大浜島 #D 生里島木浦東端</p>	第一種共同漁業	わかめ漁業 あび漁業 さび漁業 かぶ漁業 なまこ漁業	わかめ 11月1日から翌年5月31日まで その他 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	三笠市期間町大浜・緑・島・生里	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の履行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。

免許番号	漁業種	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第109号	三重漁業協同組合	三重市仁尾町家ノ浦地先	漁場の区域 A・イ、C中の2直線とAC間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点 A 仁尾町山田島 #B 仁尾町大島島北岸端 #C 仁尾町、仁尾町海岸 #D 観音寺伊勢町不動島(伊吹島北端) 点イ Aから目見渡し線上から150メートルのところ	第一種共同漁業	あび漁業 さび漁業 なまこ漁業 ひらこ漁業 ひらこ二漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	三重市四所町大浜・仁尾町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第110号	三重漁業協同組合	三重市仁尾町地先	漁場の区域 A・イ、ロ、ロQ、FEの4直線と大島島、小島島間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、仁尾町家ノ浦地区1号防波堤突堤から2号防波堤突堤見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。 基点 A 仁尾町、観音寺市境 #B 観音寺市門上島地先 #C 仁尾町海岸防波堤 #D 観音寺市伊勢町不動島(伊吹島北端) #E 安全射(全線4度15分45.23秒、東経133度37分43.581秒の点) #F 大島島北岸端 #G 小島島東岸端 点イ Aから目見渡し線上から300メートルのところ #ロ Cから目見渡し線上から100メートルのところ	第一種共同漁業	あび漁業 さび漁業 なまこ漁業 ひらこ漁業 ひらこ二漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	三重市仁尾町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第111号	西かがわ漁業協同組合	観音寺市豊浜町福浜地先	漁場の区域 A・ロ、Bの2直線とイ(旧期)富士新築跡地北西角防波堤間沖出し20メートルの外曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 花柳漁港防波堤中央部射部から突堤へ25メートルのところ(旧突堤) #B 花柳漁港防波堤中央部射部から突堤へ25メートルのところ(旧突堤) #C 富士新築跡地北西角防波堤基部 #D 豊浜港射灯台 点イ Bから目見渡し線上へ150メートルのところ #ロ イから目見渡し線上から20メートルのところ #ハ 防波堤見通し線上から20メートルのところ	第一種共同漁業	さび漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	観音寺市豊浜町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第112号	西かがわ漁業協同組合	観音寺市豊浜町高須理立地先	漁場の区域 A・イ、B中の2直線とAB間沖出し20メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 豊浜港射灯台 #B 高須理立地防波堤海岸角 #C 香川橋、安曇川境界(余木崎) #D 観音寺市大島島北岸端 点イ Aから目見渡し線上から20メートルのところ #ロ Bから目見渡し線上から20メートルのところ	第一種共同漁業	さび漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	観音寺市豊浜町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第113号	西かがわ漁業協同組合	観音寺市豊浜町其津地先	漁場の区域 A・イ、B中の2直線とAB間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 西川目(目から目見渡し)西側へ200メートルのところ (北緯34度33分08秒、東経133度37分28.24秒の点) #B 其津漁港防波堤基部 #C 観音寺市伊勢町不動島 点イ Aから目見渡し線上から100メートルのところ	第一種共同漁業	さび漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	観音寺市豊浜町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第114号	西かがわ漁業協同組合	観音寺市豊浜町其津南側地先	漁場の区域 A・ロ、イハの2直線とAイ間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 香川橋、安曇川境界(余木崎) #B 豊浜港射灯台 #C JR西勢平線線貫通トンネル出入口 点イ Cから目見渡し線と最大高潮時海岸線との交差点 #ロ Aから目見渡し線上から50メートルのところ	第一種共同漁業	さび漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	観音寺市豊浜町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第115号	代表 観音寺漁業協同組合 西かがわ漁業協同組合	観音寺市聖米町、有明浜地先	漁場の区域 A・イ、B中の2直線と聖米津西防波堤間沖出し15メートルの只曲線、及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、射田川にあつては線其構機脚までとする。 基点A 観音寺津防波堤射灯台 #B 聖米町仁尾町、観音寺市境界 #C 門上島北端 点イ Bから目見渡し線上から300メートルのところ	第一種共同漁業	あび漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	観音寺町・瀬戸町・早津町・大野町・豊浜町・港町・西米町・三米町・射田町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第116号	代表 観音寺漁業協同組合 西かがわ漁業協同組合	観音寺から観音寺市豊浜町に至る地先	漁場の区域 A・イ、C、Dの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、射田川にあつては射田橋脚までとする。また、観音寺津観音寺地区高須理立地先等漁業に係る埋立免許区域(平成11年香川県告示第88号)及びこの埋立てに係る埋立護岸構造物設置区域を除く。 基点A 香川橋、安曇川境界(余木崎) #B 観音寺市伊勢町不動島 #C 豊浜港射灯台 #D 観音寺津射灯台 点イ Aから目見渡し線上から300メートルのところ	第一種共同漁業	あび漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	観音寺町・瀬戸町・早津町・大野町・豊浜町・港町・西米町・三米町・射田町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第117号	伊吹漁業協同組合	観音寺市伊吹地先	漁場の区域 伊吹島間最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域	第一種共同漁業	あび漁業 なまこ漁業	あびが1月1日から12月31日まで なまこは1月1日から豊年3月1日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	観音寺市伊吹町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第118号	伊吹漁業協同組合	観音寺市大段島-小段島地先	漁場の区域 大段島北岸端から小段島北岸端見通し線及び大段島南岸端から小段島南岸端見通し線及び大段島-小段島間最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの只曲線に囲まれた区域	第一種共同漁業	あび漁業 なまこ漁業	あびが1月1日から12月31日まで なまこは1月1日から豊年3月1日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	観音寺市伊吹町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第119号	伊吹漁業協同組合	観音寺市門上島地先	漁場の区域 門上島間最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域	第一種共同漁業	あび漁業 なまこ漁業	あびが1月1日から12月31日まで なまこは12月1日から豊年3月1日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	観音寺市伊吹町	河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。
共第201号	引田漁業協同組合	東かがわ市真柄、南野、坂元及び引田地先	漁場の区域 A・イ、B中の2直線とAB間沖出し350メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 真柄、徳島南境 #B 坂元 #C 長瀬電波塔市江崎 #D 引田東岸端 点イ Aから目見渡し線上から350メートルのところ #ロ Bから目見渡し線上から350メートルのところ	第二種共同漁業	遠距離漁業 隣接漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	東かがわ市坂元・真柄・南野・引田・黒野・吉田・小段・引田	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。 ウ 漁獲を感測して積算してはならない。 エ 漁獲を感測して積算してはならない。 オ 三枚標識は背丈10センチメートル以上、その他の標識は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。
共第202号	引田漁業協同組合	東かがわ市松島地先	漁場の区域 松島間最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域	第二種共同漁業	遠距離漁業 隣接漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	東かがわ市坂元・真柄・南野・引田・黒野・吉田・小段・引田	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、漁又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。 ウ 漁獲を感測して積算してはならない。 エ 漁獲を感測して積算してはならない。 オ 三枚標識は背丈10センチメートル以上、その他の標識は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
具第203号	引田漁業協同組合	東かがわ市通念島地先	漁場の区域 通念島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域	第二種共同漁業	環礁網漁業 環礁網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	東かがわ市坂元・高宮・黒野・引田・黒野・吉田・小舟・川股	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。 ウ まきえり漁業と協議の上漁業しなければならない。 エ 魚網を感網して操業してはならない。 オ 三枚建網は背丈10センチメートル以上、その他の建網は背丈17センチメートル以上のものを使用してはならない。
具第204号	引田漁業協同組合	東かがわ市無島地先	漁場の区域 毛無島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域	第二種共同漁業	環礁網漁業 環礁網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	東かがわ市坂元・高宮・黒野・引田・黒野・吉田・小舟・川股	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。 ウ まきえり漁業と協議の上漁業しなければならない。 エ 魚網を感網して操業してはならない。 オ 三枚建網は背丈10センチメートル以上、その他の建網は背丈17センチメートル以上のものを使用してはならない。
具第205号	東国漁業協同組合連合会	東かがわ市双子島地先	漁場の区域 双子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域	第二種共同漁業	環礁網漁業 環礁網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	東かがわ市津・和原・三本松・横内・西村・小畑・高橋	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まきえり漁業と協議の上漁業しなければならない。 ウ 魚網を感網して操業してはならない。 エ 三枚建網は背丈10センチメートル以上、その他の建網は背丈17センチメートル以上のものを使用してはならない。
具第206号	東国漁業協同組合連合会	東かがわ市一ツ島地先	一ツ島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域	第二種共同漁業	環礁網漁業 環礁網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	東かがわ市津・和原・三本松・横内・西村・小畑・高橋	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まきえり漁業と協議の上漁業しなければならない。 ウ 魚網を感網して操業してはならない。 エ 三枚建網は背丈10センチメートル以上、その他の建網は背丈17センチメートル以上のものを使用してはならない。
具第207号	東国漁業協同組合連合会	東かがわ市津・松原・三本松・横内・西村・小畑及び高島地先	漁場の区域 Aイ、ロ、ハの3直線とAから住吉島間沖出し350メートルの只曲線、丸島島、女島間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、三本松港埋立地地先については、旧海岸線を基準とする。また、Fニ、ニホ、ウハ、ヘト、Hの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。 基点A 大とどり #B 東かがわ市、さぬき市境界 #C 兵庫東島西端 #D 女島西端 #E 兵庫東島西端 #F 三本松港埋立地西側角 #G Fから護岸沿い北へ75メートルのところ #H 三本松港埋立地北西角 直点イ AからE直線し線上Aから350メートルのところ #ロ BからF直線し線上Bから350メートルのところ #ハ Dからロ見渡し線上ロから100メートルのところ #ニ Fから真方位30度42分20メートルのところ #ホ Gから真方位30度42分20メートルのところ #ヘ Hから真方位351度41分28メートルのところ #ト Hから真方位342度74メートルのところ	第二種共同漁業	環礁網漁業 環礁網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	東かがわ市津・松原・三本松・横内・西村・小畑・高橋	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まきえり漁業と協議の上漁業しなければならない。 ウ 魚網を感網して操業してはならない。 エ 三枚建網は背丈10センチメートル以上、その他の建網は背丈17センチメートル以上のものを使用してはならない。
具第208号	東国漁業協同組合連合会	さぬき市津田町地先	漁場の区域 Aイ、ロ、ハの3直線とAから津田町間沖出し350メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 東かがわ市、さぬき市境界 #B 津田町東側防波堤 #C 平畑北側防波堤突端 #D さぬき市津田町、小田境界 #E 小豆島野犬島西端 #F 高島西端 #G 兵庫東島西端 #H 東かがわ市津島西端 直点イ AからG直線し線上Aから350メートルの交差点 #ロ BからF直線し線上Bから350メートルの交差点 #ハ Fから真方位30度100メートルのところ #ニ DからE直線し線上Dから350メートルのところ	第二種共同漁業	環礁網漁業 環礁網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	さぬき市津田町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まきえり漁業と協議の上漁業しなければならない。 ウ 魚網を感網して操業してはならない。 エ 三枚建網は背丈10センチメートル以上、その他の建網は背丈17センチメートル以上のものを使用してはならない。
具第209号	津田漁業協同組合	さぬき市津田町観音頭白岩地先	漁場の区域 AとBを結ぶ線の周囲100メートルの区域 基点A 西側白岩中央 #B 東側白岩中央	第二種共同漁業	環礁網漁業 環礁網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	さぬき市津田町観音	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まきえり漁業と協議の上漁業しなければならない。 ウ 魚網を感網して操業してはならない。 エ 三枚建網は背丈10センチメートル以上、その他の建網は背丈17センチメートル以上のものを使用してはならない。
具第210号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市小田地先	漁場の区域 Aイ、ロ、ハ、Dの3直線とAを間沖出し350メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 小田、津田町境界 #B 高島 #C 女島西端 #D 小田、鴨居西端 #E 小豆島野三軒島 #F 小豆島野犬島西端 直点イ AからF直線し線上Aから350メートルのところ #ロ BからC直線し線上Bから350メートルのところ #ハ CからB直線し線上Cから350メートルのところ #ニ DからE直線し線上Dから350メートルのところ	第二種共同漁業	環礁網漁業 環礁網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	さぬき市小田	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まきえり漁業と協議の上漁業しなければならない。 ウ 魚網を感網して操業してはならない。 エ 三枚建網は背丈10センチメートル以上、その他の建網は背丈17センチメートル以上のものを使用してはならない。
具第211号	代表 牟礼漁業協同組合 さぬき市漁業協同組合 牟礼漁業協同組合 牟礼漁業協同組合 牟礼漁業協同組合	さぬき市大牟礼から高松市庵治町岸に至る地先	漁場の区域 Aイ、イロ、ロ、ハ、ニ、D、H中の3直線とCを間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 大牟礼(小田、鴨居境界) #B 小牟礼北端 #C 庵治町大牟礼東端 #D 庵治町岸中島 #E 庵治町岸北端 #F 庵治町岸北の高頂 #G 小豆島野前島 #H 小豆島野前島 直点イ AからG直線し線上Aから350メートルのところ #ロ BからF直線し線上Bから350メートルのところ #ハ CからB直線し線上Cから350メートルのところ #ニ DからE直線し線上Dから350メートルのところ #ホ Hから鴨居川岸中島西側へ延長線と鴨居川岸上島の交差点	第二種共同漁業	環礁網漁業 環礁網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	さぬき市庵治町・志度、高松市牟礼町・庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まきえり漁業と協議の上漁業しなければならない。 ウ 魚網を感網して操業してはならない。 エ 三枚建網は背丈10センチメートル以上、その他の建網は背丈17センチメートル以上のものを使用してはならない。
具第212号	代表 庵治漁業協同組合 さぬき市漁業協同組合 庵治漁業協同組合 牟礼漁業協同組合	高松市庵治町高島地先	漁場の区域 高島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域	第二種共同漁業	環礁網漁業 環礁網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	さぬき市庵治町・志度、高松市牟礼町・庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まきえり漁業と協議の上漁業しなければならない。 ウ 魚網を感網して操業してはならない。 エ 三枚建網は背丈10センチメートル以上、その他の建網は背丈17センチメートル以上のものを使用してはならない。
具第213号	代表 庵治漁業協同組合 庵治漁業協同組合	高松市庵治町から豊島に至る地先	漁場の区域 Aイ、ハロ、ロCの3直線とAを間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 庵治町平谷島 #B 庵治町東端 #C 豊島長崎島 #D 別次島(背丈13メートル) #E 庵治町高島北端 直点イ AからE直線し線上Aから200メートルのところ #ロ BからF直線し線上Bから100メートルのところ #ハ Bからロ見渡し線上ロから200メートルのところ #ニ Dからロ見渡し線上ロから200メートルのところ	第二種共同漁業	環礁網漁業 環礁網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市庵治町・豊島町・豊島町・観音島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まきえり漁業と協議の上漁業しなければならない。 ウ 魚網を感網して操業してはならない。 エ 三枚建網は背丈10センチメートル以上、その他の建網は背丈17センチメートル以上のものを使用してはならない。

免許番号	漁業種	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第214号	養漁業協同組合	高松市庵治町荒島、鷺島、稲毛島	漁場の区域 A、B、C、D、E、F、Gの4直線と距離“稲毛島”稲毛島、フナブ岩から岸出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 荒島南西端 #B 稲毛南西端 #C 稲毛南東端 #D 稲毛南西端 #E 稲毛北東端 #F カナブ岩灯台 #G 荒島北端	第二種共同漁業	藻類採集業 磯貝採集業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まきえり漁業と併願の上提案しなければならない。 ウ 魚類を感傷して採集してはならない。 エ 三枚罾網は背丈10センチメートル以上、その他の罾網は背丈17センチメートル以上のものを使用してはならない。
共第215号	養漁業協同組合	高松市庵治町大島地先	漁場の区域 イロ、ロハの2直線と大島東側A点間岸出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 大島北端 #B 大島南西端 #C 大島Aノケの鼻西端 #D 大島北端 #E 舟木島南端(213メートル) #F 土庄町豊島丸田端 線イ AからF見通し線上Aから100メートルのところ #ロ BからE見通し線上Bから100メートルのところ #ハ CからF見通し線上Cから100メートルのところ	第二種共同漁業	藻類採集業 磯貝採集業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まきえり漁業と併願の上提案しなければならない。 ウ 魚類を感傷して採集してはならない。 エ 三枚罾網は背丈10センチメートル以上、その他の罾網は背丈17センチメートル以上のものを使用してはならない。
共第216号	代表 土庄中央漁業協同組合 近田漁業協同組合	小豆郡土庄町土庄から小豆島町諸郎に亘る地先	漁場の区域 A、イ、ロ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、チ、チH、リMの9直線とC点間岸出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 小豆島町田二土村(三穂村境界)4号 (北緯34度29分27.26秒、東経134度15分48.477秒の点) #B 小豆島町豊島西端 #C 小豆島町ツツシノノ鼻東端 #D 小豆島町稲島南端 #E 小豆島町豊島南西端 #F 近田町文春東端 #G 小豆島町前島南端 #H 土庄町高崎南端 #I 高松市庵治町荒島南端 #J 土庄町木曾ノ鼻南端 #K 小豆島町中ノ鼻南端 #L 小豆島町長者鼻南端 #M 土庄町近田山崎南西端から境界線11号へ150メートルのところ (北緯34度29分0.78秒、東経134度11分27.789秒の点) 線イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ #ロ CからE見通し線上Cから400メートルのところ #ハ EからF見通し線上Eから400メートルのところ #ニ DからH見通し線上Dから100メートルのところ #ホ LからH見通し線上Lから150メートルのところ #ヘ KからL見通し線上Kから2000メートルのところ #ト HからI見通し線上Hから500メートルのところ #チ HからI見通し線上Hから150メートルのところ #リ Mから近田山崎南西端との交差点	第二種共同漁業	藻類採集業 磯貝採集業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町土庄・小豆島町近田・高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まきえり漁業と併願の上提案しなければならない。 ウ 魚類を感傷して採集してはならない。 エ 三枚罾網は背丈10センチメートル以上、その他の罾網は背丈17センチメートル以上のものを使用してはならない。
共第217号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町土庄地先	漁場の区域 磯崎、伊勢末境界(大谷川尻中央) (北緯34度29分41.178秒、東経134度16分16.136秒の点) #B 磯崎南端 #C 笠崎南端 #D 岡山県笠崎市会甲山南端(403メートル) #E 小豆島南西端(竜石ノ鼻) #F 豊島南端 (北緯34度29分20.703秒、東経134度5分34.824秒の点) #G 高松市稲荷山東の端 (北緯34度19分37.575秒、東経134度2分15.373秒の点) #H 高崎南端 #I 高松市庵治町荒島南端 線イ 磯崎の岸交点 #ロ HからI見通し線上Hから150メートルのところ #ハ EからF見通し線上Eから100メートルのところ #ニ CからG見通し線とDからH見通し線との交差点	第二種共同漁業	藻類採集業 磯貝採集業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町豊島甲生	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まきえり漁業と併願の上提案しなければならない。 ウ 魚類を感傷して採集してはならない。 エ 三枚罾網は背丈10センチメートル以上、その他の罾網は背丈17センチメートル以上のものを使用してはならない。
共第218号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町アヲ島地先	漁場の区域 アヲ島周回最大高潮時海岸線から岸出し100メートル以内の区域	第二種共同漁業	藻類採集業 磯貝採集業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町土庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まきえり漁業と併願の上提案しなければならない。 ウ 魚類を感傷して採集してはならない。 エ 三枚罾網は背丈10センチメートル以上、その他の罾網は背丈17センチメートル以上のものを使用してはならない。
共第219号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町大部地先	漁場の区域 A、イ、ロ、ロH、Hハ、ハニ、ニホ、ホEの7直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 土庄町小部、小豆島町吉田境界 (北緯34度33分47.852秒、東経134度19分58.993秒の点) #B 小豆島町長ヶ城南端(17メートル) #C 小豆島町長ヶ城南端 #D 砂見崎北端 #E 近田町村、近田村境界 (北緯34度32分34.629秒、東経134度15分16.8秒の点) #F 岡山県瀬戸内市色久町木島南端(24メートル) #G 大島東端 #H 大島東端 線イ BからA見通し延長線とAから400メートルのところ #ロ CからH見通し線上Cから800メートルのところ #ハ GからF見通し線上Gから250メートルのところ #ニ DからF見通し線上Dから100メートルのところ #ホ EからF見通し線上Eから800メートルのところ	第二種共同漁業	藻類採集業 磯貝採集業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町大部	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まきえり漁業と併願の上提案しなければならない。 ウ 魚類を感傷して採集してはならない。 エ 三枚罾網は背丈10センチメートル以上、その他の罾網は背丈17センチメートル以上のものを使用してはならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第220号	代表 土庄中央漁業協同組合 産種漁業協同組合	小豆郡土庄町豊島地区	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、チの8直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 礼田崎 #B 砂子ノ鼻 #C 石巻崎 #D 平崎 #E 白崎 #F 北崎 #G 西崎 #H 高崎 #I 小豆島町地蔵崎 #J 高松町東宮堂の南端 #K 高松町舟木町付 #L 高松町舟木町付 #M 高松町舟木町付 #N 高松町舟木町付 #O 高松町舟木町付 #P 高松町舟木町付 #Q AからB見渡し線上Aから800メートルのところ #R AからB見渡し線上Aから200メートルのところ #S AからB見渡し線上Aから200メートルのところ #T AからB見渡し線上Aから200メートルのところ #U AからB見渡し線上Aから200メートルのところ #V AからB見渡し線上Aから200メートルのところ #W AからB見渡し線上Aから200メートルのところ #X AからB見渡し線上Aから200メートルのところ #Y AからB見渡し線上Aから200メートルのところ #Z AからB見渡し線上Aから200メートルのところ	第二種共同漁業	漁種別漁業 磯釣り漁業 かに漁業	漁種別・磯釣り：1月1日から12月31日まで かに漁業：7月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町豊島産種・豊島家浜・豊島甲生	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ ますき釣り漁業と区画の上乗業とならなければならない。 ウ 魚類を感傷して獲取してはならない。 エ 三枚建網は背丈10センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。
共第221号	代表 土庄中央漁業協同組合 産種漁業協同組合	小豆郡土庄町豊島地区・家浦地区 (田子集)	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニの4直線に囲まれた区域 基点A 白崎 #B 空崎 #C 岡山県岡山市光崎 #D 岡山県岡山市豊盛岩 #E AからC見渡し線上Aから1,500メートルのところ #F AからC見渡し線上Aから200メートルのところ #G AからC見渡し線上Aから200メートルのところ #H AからD見渡し線上Dから4,400メートルのところ #I AからD見渡し線上Dから4,400メートルのところ #J AからD見渡し線上Dから4,400メートルのところ #K AからD見渡し線上Dから4,400メートルのところ	第二種共同漁業	漁種別漁業 磯釣り漁業 かに漁業	漁種別・磯釣り：1月1日から12月31日まで かに漁業：7月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町豊島産種・豊島家浜	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ ますき釣り漁業と区画の上乗業とならなければならない。 ウ 魚類を感傷して獲取してはならない。 エ 三枚建網は背丈10センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。
共第222号	代表 西海漁業協同組合 北海漁業協同組合	小豆郡土庄町北浦、北浦地区	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニの5直線と最大高潮時海岸線から突出し100メートル以内の区域 基点A 旧北浦村、大野村境界 (北緯34度32分34.82秒、東経134度15分16.8秒の点) #B 岡山県瀬戸内市市久町木島高頂 #C 北浦小島東端 #D 岡山県瀬戸内市中窓町豊島東端 #E 豊島北端 #F 北浦目島 #G 岡山県瀬戸内市中窓町豊島西端 #H 北浦島東端 #I 岡山県岡山市沖野島高頂 #J 豊島東端 #K 豊島南端 #L 小豆島北端 #M 豊島北端 #N 小豆島南西端(亀石ノ鼻) #O 北浦東端 (北緯34度28分20.703秒、東経134度53分34.824秒の点) #P 豊島市指田山家の崖 (北緯34度19分37.575秒、東経134度2分15.373秒の点) #Q 豊島 #R 豊島市津波町兜島高頂 #S 豊島北端 #T 豊島 伊藤茶屋跡(大木川宮中央) (北緯34度29分41.179秒、東経134度10分18.136秒の点) #U 空崎南端 #V 岡山県瀬戸内市金甲山高頂 点イ AからB見渡し線上Aから800メートルのところ 点ロ AからB見渡し線上Aから100メートルのところ 点ハ AからB見渡し線上Aから100メートルのところ 点ニ AからB見渡し線上Aから100メートルのところ 点ホ AからB見渡し線上Aから100メートルのところ 点ヘ AからB見渡し線上Aから100メートルのところ	第二種共同漁業	漁種別漁業 磯釣り漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町伊藤東・小豆・長浜・亀石・島屋・豊島町・見目・小海	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ ますき釣り漁業と区画の上乗業とならなければならない。 ウ 魚類を感傷して獲取してはならない。 エ 三枚建網は背丈10センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。
共第223号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町吉田・種田地区	漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、三の5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 土庄町小豆、小豆島町吉田境界 (北緯34度33分47.85秒、東経134度19分56.993秒の点) #B 島崎 #C 島崎 #D 田種田村、安田村境界 (北緯34度21分50.564秒、東経134度21分35.156秒の点) #E 島崎東端(817メートル) #F 兵庫県姫路市宮原町下高島頂 #G 兵庫県姫路市宮原町高島頂 点イ EからA見渡し延長線上Aから400メートルのところ 点ロ EからA見渡し延長線上Aから400メートルのところ 点ハ EからA見渡し延長線上Aから400メートルのところ	第二種共同漁業	漁種別漁業 磯釣り漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町吉田・種田・当浜・種谷	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ ますき釣り漁業と区画の上乗業とならなければならない。 ウ 魚類を感傷して獲取してはならない。 エ 三枚建網は背丈10センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。
共第224号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町平出田、小磯地区	漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域。 基点A 平出田頂上 #B 小磯頂上 点イ AからB見渡し延長線上Aから100メートルのところ 点ロ AからB見渡し延長線上Aから100メートルのところ 点ハ AからB見渡し延長線上Aから100メートルのところ 点ニ AからB見渡し延長線上Aから100メートルのところ 点ホ AからB見渡し延長線上Aから100メートルのところ 点ヘ AからB見渡し延長線上Aから100メートルのところ	第二種共同漁業	漁種別漁業 磯釣り漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町種田・当浜・種谷	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ ますき釣り漁業と区画の上乗業とならなければならない。 ウ 魚類を感傷して獲取してはならない。 エ 三枚建網は背丈10センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。
共第225号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町水ノ子嶽、マゴソイ、中島産地	漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域。 基点A 水ノ子嶽頂上 #B 中島頂上 点イ AからB見渡し線上Aから2,000メートルのところ 点ロ BからA見渡し延長線上Aから800メートルのところ 点ハ AからB見渡し延長線上Aから800メートルのところ 点ニ AからB見渡し延長線上Aから800メートルのところ 点ホ AからB見渡し延長線上Aから800メートルのところ 点ヘ AからB見渡し延長線上Aから800メートルのところ	第二種共同漁業	漁種別漁業 磯釣り漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町当浜・岩谷・嶽	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ ますき釣り漁業と区画の上乗業とならなければならない。 ウ 魚類を感傷して獲取してはならない。 エ 三枚建網は背丈10センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共済22号	鹿島漁業協同組合	香川郡直島町先	<p>部界の西側 即ち、ロハ、ハF、ニホ、ホヘ、ヘト、チ、チカ、カヨ、ヨシ、シタ、タヌ、ヌス、ソツ、ツネ、ネナ、ナラ、ラム、ムウ、ウノ、ノテ、オウ、クハの3直線と最大大潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、等深水深(離子波ノ島と早崎を結んだ線及びタソノノ島と重石ノ島とを結んだ線の内側の水深)内を除く。</p> <p>基点A 土佐町直島北端北端 #B 伊高町の直島町、玉野市境界 #C 土佐町直島ダツカ島 #D 直島海岸ノ島東端 #E 直島海岸ノ島西端 #F 直島東の六部島北東端 #G 直島東ノ島東端 #H 直島南東端 #I 高松市男木町ツガ島北端 #J 直島北端 #K 直島南東端 #L 直島北東端 #M 直島南端 #N 堤石 #O 高松港沖2号防波堤灯台から防波堤沿い190メートルのところ(北緯34度27分21.618秒、東経133度58分14.581秒の点) #P 直島南西端 #Q 高松市大碓島南端 #R 直島南西端 #S 岡山県玉野市犬養島 #T 岡山県玉野市日比地島山南端(158メートル) #U 上島島南端 #V 上島島南端 #W 直島島岸人島南端 #X 岡山県玉野市井ノ上丁端の高頂(エボス山南端から真方位230度の方向) #Y 岡山県玉野市田井前丁場タヌ山南端(91メートル) #Z 岡山県玉野市田井前丁場タヌ山南端(91メートル)</p>	第二種共同漁業	漁獲網漁業 環網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	香川郡直島町	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 主要な釣り漁業と漁網の上乗漁業がなければならない。 ウ 魚獲を感測して操業してはならない。 エ 青文170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共済23号	高松市漁業協同組合連合会	高松市直島南端先	<p>漁場の区域 A、イ、ロEの3直線と最大大潮時海岸線に囲まれた区域</p> <p>基点A 直島南端西端 #B 前日C地地理立地北東角(高松市朝日町5丁目立地北東角) #C 田木北端(171メートル)北東端 #D 直島南端西端西端 #E 直島南端西端西端西端 #F 直島南端西端西端西端 #G 直島南端西端西端西端 #H Aから北東端と線とCからD東端と線との交差点 #I Bから北東端と線とCからD東端と線との交差点 #J Aから北東端と線とCからD東端と線との交差点 #K Aから北東端と線とCからD東端と線との交差点 #L Aから北東端と線とCからD東端と線との交差点 #M Aから北東端と線とCからD東端と線との交差点 #N Aから北東端と線とCからD東端と線との交差点 #O Aから北東端と線とCからD東端と線との交差点 #P Aから北東端と線とCからD東端と線との交差点 #Q Aから北東端と線とCからD東端と線との交差点 #R Aから北東端と線とCからD東端と線との交差点 #S Aから北東端と線とCからD東端と線との交差点 #T Aから北東端と線とCからD東端と線との交差点 #U Aから北東端と線とCからD東端と線との交差点 #V Aから北東端と線とCからD東端と線との交差点 #W Aから北東端と線とCからD東端と線との交差点 #X Aから北東端と線とCからD東端と線との交差点 #Y Aから北東端と線とCからD東端と線との交差点 #Z Aから北東端と線とCからD東端と線との交差点</p>	第二種共同漁業	漁獲網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市(女木町・男木町を除く。)	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 主要な釣り漁業と漁網の上乗漁業がなければならない。 ウ 魚獲を感測して操業してはならない。 エ 青文170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共済24号	高松市漁業協同組合連合会	高松市サンポートから香西本町に至る地先	<p>漁場の区域 A、イ、ロEの3直線と最大大潮時海岸線に囲まれた区域(河川にあっては、川尻までとする。)、ただし、ロハ、ハニ、ニホの3直線と最大大潮時海岸線に囲まれた区域、ロヘ、ロヘの2直線と最大大潮時海岸線に囲まれた区域及びヨ、ヨウ、タヘ、ヘ、ヘ、ヘ、ヘの3直線と最大大潮時海岸線に囲まれた区域を除く。</p> <p>基点A 直島町直島南端 #B 高松港2号防波堤南西角から岸壁沿い北東へ117メートルのところ(北緯34度27分22.641秒、東経133度58分14.581秒の点) #C ヨットハーバー東側埋立地南中央角 (北緯34度21分12.703秒、東経134度4分44.509秒の点) #D 伊予島 #E 神在島 #F 香東川堤岸突堤(高松市食肉センター北側埋立地南西角) #G Fから埋立地西へ200メートルのところ(真南センター北側埋立地南西角) #H 直島南端西端北側埋立地南西角 #I 香西本町埋立地北東角(香西本町イイ株式会社北東角) #J 香西本町埋立地北東角 #K 香西本町埋立地北東角 #L Cから真方位6度18分258メートルのところ #M Aからイ東端と線とCからD東端と線との交差点 #N Aからイ東端と線とCからD東端と線との交差点 #O Aからイ東端と線とCからD東端と線との交差点 #P Aからイ東端と線とCからD東端と線との交差点 #Q Aからイ東端と線とCからD東端と線との交差点 #R Aからイ東端と線とCからD東端と線との交差点 #S Aからイ東端と線とCからD東端と線との交差点 #T Aからイ東端と線とCからD東端と線との交差点 #U Aからイ東端と線とCからD東端と線との交差点 #V Aからイ東端と線とCからD東端と線との交差点 #W Aからイ東端と線とCからD東端と線との交差点 #X Aからイ東端と線とCからD東端と線との交差点 #Y Aからイ東端と線とCからD東端と線との交差点 #Z Aからイ東端と線とCからD東端と線との交差点</p>	第二種共同漁業	漁獲網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市(女木町・男木町を除く。)	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 主要な釣り漁業と漁網の上乗漁業がなければならない。 ウ 魚獲を感測して操業してはならない。 エ 青文170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共済25号	高松市漁業協同組合連合会	高松市香西本町から亀水町に至る地先	<p>漁場の区域 A、ニ、ホ、ヘ、ヘト、チ、チカ、カヨ、ヨシ、シタ、タヌ、ヌス、ソツ、ツネ、ネナ、ナラ、ラム、ムウ、ウノ、ノテ、オウ、クハの3直線と最大大潮時海岸線に囲まれた区域及びヨ、ヨウ、タノの3直線と最大大潮時海岸線に囲まれた区域を除く。</p> <p>基点A 神在港東防波堤基部 #B 伊予島 #C 神在島 #D 亀水防波堤1号防波堤基部 #E 大崎ノ島(高松市、取出手境界) #F 小碓島南端 #G 直島南端 #H 直島南端西端山南端(139.5メートル) #I 直島南端西端北西側埋立地北東角 #J 直島南端西端北西側埋立地北東角 #K 直島南端西端北西側埋立地北東角 #L 直島南端西端北西側埋立地北東角 #M 直島南端西端北西側埋立地北東角 #N 直島南端西端北西側埋立地北東角 #O 直島南端西端北西側埋立地北東角 #P 直島南端西端北西側埋立地北東角 #Q 直島南端西端北西側埋立地北東角 #R 直島南端西端北西側埋立地北東角 #S 直島南端西端北西側埋立地北東角 #T 直島南端西端北西側埋立地北東角 #U 直島南端西端北西側埋立地北東角 #V 直島南端西端北西側埋立地北東角 #W 直島南端西端北西側埋立地北東角 #X 直島南端西端北西側埋立地北東角 #Y 直島南端西端北西側埋立地北東角 #Z 直島南端西端北西側埋立地北東角</p>	第二種共同漁業	漁獲網漁業 環網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市(女木町・男木町を除く。)	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 主要な釣り漁業と漁網の上乗漁業がなければならない。 ウ 魚獲を感測して操業してはならない。 エ 青文170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

免許番号	漁業者名	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第236号	代表 坂出市漁業協同組合 坂出市漁業協同組合 香取漁業協同組合 松山漁業協同組合 下多津漁業協同組合 丸亀漁業協同組合	坂出市地区	漁場の区域 A、イ、ロ、ハ、ヘ、ト、ニ、ホ、セ、ヘ、ト、シの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域(河川にあっては、川尻までとする。)ただし、昭和24年8月1日(株)松浦工業が埋立免許を受けた坂出市大塚高野宇釜尾309号地先海岸を除く。大塚橋地先高潮にあっては、大塚橋北岸側から北西へ10メートルのところまでとする。 基点A 大崎鼻(高松市、坂出市境界) #B 高松市小松島高湾 #C 大塚野大崎山高湾 #D 大塚野突ノ鼻 #E 岡山支庁野田山高湾(122メートル) #F 正統野龍宮山高湾(174メートル) #G 岡山島長島高湾 #H 大塚野、大塚野海岸 #I 小瀬野島北端 #J 石段北端北西海岸北角 #K 小松島北端 #L 日笠社堤田北西海岸岸角から海岸沿い(北東へ100メートルのところ(北緯34度29分40.75秒、東経133度52分57.78秒の点)) #M 窓ノ島高湾 #N AからBを直し線上から150メートルのところ #ロ CからDを直し線上から50メートルのところ #ハ DからEを直し線上から200メートルのところ #ニ FからGを直し線上最大高潮時海岸線から100メートルのところ #ホ HからIを直し線上Hから200メートルのところ #ヘ、ト、シからEを直し線上Eから200メートルのところ	第二種共同漁業	漁獲網漁業 磯釣り漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市サトウ・洞/浪/岸/扇野・瀬戸内海・香取本町、坂出市、玉野町・大塚野町、香取町、神野町・林野町・庄原町・柳井町・柳井町・富士見町・北平山町・福島町	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ まさき釣り漁業と漁網の上乗置がなければならない。 ウ 魚籠を感網して漁獲してはならない。 エ 青瓦170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第237号	代表 丸亀市漁業協同組合 坂出市漁業協同組合 下多津漁業協同組合 多度津漁業協同組合 白方漁業協同組合	多度津市多度津、丸亀市、下多津市多度津町先	漁場の区域 (ア)ニ、ニの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 (イ)ホ、ホの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 (ロ)M、N、ヘ、ロの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 (ハ)ニ、ヌ、ヲ、ルの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 (ニ)アからEを直し線上最大高潮時海岸線に囲まれた区域 (カ)チ、チの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 (ク)多度津側最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域 (ク)ウ、ウ、ウ、ウ、ウの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 (ク)M、L、(N)ソの2直線とM、(N)間沖出し2メートルの直線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 (ク)ソ、ソ、ソ、ソ、ソの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 (ク)ソ、ソ、ソ、ソ、ソの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 (ク)ソ、ソ、ソ、ソ、ソの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 (ク)ソ、ソ、ソ、ソ、ソの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 坂出市の州田物産館北西端から崖根沿い(南へ150メートルのところ(北緯34度19分30.47秒、東経133度49分41.993秒の点)) #B 丸亀市上真島高湾 #C 丸亀市在島野ザメ島高湾 #D 丸亀市下真島高湾 #E 丸亀市多度津27号サキ島 #F 多度津野野島高湾 #G 三笠市野間町志々島高湾 #H 多度津町、玉野市、三野野原 #I 下多津町大塚川尻北岸海岸突端 #J 下多津町下多津野原突端 #K 下多津町田沖岬堤田北海岸防砂堤基部から突端へ150メートルのところ(北緯34度19分53.2秒、東経133度49分51.888秒の点) #L 下多津町田沖岬堤田北海岸突端 #M 丸亀港津島2号堤岸突端から海岸沿い(西へ4メートルのところ	第二種共同漁業	漁獲網漁業 磯釣り漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	坂出市(坂出市漁場の地区に限る。)、多度津市多度津、丸亀市、丸亀市漁場の地区に限る。)、下多津市多度津町(多度津町、白方漁場の地区に限る。)	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ まさき釣り漁業と漁網の上乗置がなければならない。 ウ 魚籠を感網して漁獲してはならない。 エ 青瓦170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第238号	塩飽漁業協同組合連合会	坂出市瀬野町支先島先	漁場の区域 A、イ、ロの2直線とC間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 笠置漁港本浦防波堤東角(日本浦大石) #B 大塚野海岸堤防 #C 東原島北端大石 #イ AからBを直し線上から150メートルのところ #ロ Cから東原島北端150メートルのところ	第二種共同漁業	漁獲網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	坂出市瀬野町・沙弥島	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ まさき釣り漁業と漁網の上乗置がなければならない。 ウ 魚籠を感網して漁獲してはならない。 エ 青瓦170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第239号	塩飽漁業協同組合連合会	坂出市沙弥島先	漁場の区域 イ、ロ、ハの2直線とD間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 瀬ノ島立地西海岸北端基部から崖根沿い(南へ150メートルのところ(北緯34度20分40.42秒、東経133度49分10.03秒の点)) #B 沙弥島北端 #C 瀬ノ島北端 #D 沙弥港北防波堤基部 #E 坂出市沙弥島北端 #イ BからCを直し線上から150メートルのところ #ロ BからCを直し線と香ノ所岸立地北側海岸との交差点 #ハ DからEを直し線と瀬ノ島北端記念公園西側海岸との交差点	第二種共同漁業	漁獲網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	坂出市瀬野町・沙弥島	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ まさき釣り漁業と漁網の上乗置がなければならない。 ウ 魚籠を感網して漁獲してはならない。 エ 青瓦170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第240号	塩飽漁業協同組合連合会	坂出市小瀬野島島先	漁場の区域 小瀬野島周最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域	第二種共同漁業	漁獲網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	坂出市瀬野町	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ まさき釣り漁業と漁網の上乗置がなければならない。 ウ 魚籠を感網して漁獲してはならない。 エ 青瓦170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第241号	塩飽漁業協同組合連合会	坂出市三ツ島島先	漁場の区域 三ツ島周最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域	第二種共同漁業	漁獲網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	坂出市三島町	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ まさき釣り漁業と漁網の上乗置がなければならない。 ウ 魚籠を感網して漁獲してはならない。 エ 青瓦170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第242号	塩飽漁業協同組合連合会	坂出市小舟島島先	漁場の区域 小舟島周最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域。ただし、埋立地先については旧海岸線を基準とする。	第二種共同漁業	漁獲網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	坂出市三島町	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ まさき釣り漁業と漁網の上乗置がなければならない。 ウ 魚籠を感網して漁獲してはならない。 エ 青瓦170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第243号	塩飽漁業協同組合連合会	坂出市与島町・網島・羽根島島先	漁場の区域 網島・網島、羽根島・大ノワイノ小ノワイノ周最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分を除き、埋立地先については旧海岸線を基準とする。	第二種共同漁業	漁獲網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	坂出市与島町	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ まさき釣り漁業と漁網の上乗置がなければならない。 ウ 魚籠を感網して漁獲してはならない。 エ 青瓦170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第244号	塩飽漁業協同組合連合会	坂出市岩島島先	漁場の区域 岩島周最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分を除き、埋立地先については旧海岸線を基準とする。	第二種共同漁業	漁獲網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	坂出市岩島	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ まさき釣り漁業と漁網の上乗置がなければならない。 ウ 魚籠を感網して漁獲してはならない。 エ 青瓦170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第245号	塩飽漁業協同組合連合会	坂出市笠島島先	漁場の区域 笠島周最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域	第二種共同漁業	漁獲網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	坂出市笠島	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ まさき釣り漁業と漁網の上乗置がなければならない。 ウ 魚籠を感網して漁獲してはならない。 エ 青瓦170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第246号	塩飽漁業協同組合連合会	坂出市大塚島・小塚島島先	漁場の区域 大塚島・小塚島周最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域	第二種共同漁業	漁獲網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	坂出市笠島	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ まさき釣り漁業と漁網の上乗置がなければならない。 ウ 魚籠を感網して漁獲してはならない。 エ 青瓦170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第247号	塩飽漁業協同組合連合会	坂出市磯子・歩道島島先	漁場の区域 磯子島・歩道島周最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分を除く。	第二種共同漁業	漁獲網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	坂出市磯子・島根・磯子	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ まさき釣り漁業と漁網の上乗置がなければならない。 ウ 魚籠を感網して漁獲してはならない。 エ 青瓦170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

免許番号	漁業種別	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・種別の別	関係地区	条件
共第244号	漁協漁業協同組合	丸亀市牛島町地先	漁場の区域 牛島周回最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域	第二種共同漁業	環線網漁業 環線網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	丸亀市牛島町・牛島	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まさぐり漁業と漁網の上乗置しななければならない。 ウ 魚籠を感網して操業してはならない。 エ 青丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第249号	漁協漁業協同組合	丸亀市牛島町地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニヘ、ヘホ、ホト、トチ、チの8直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、室ノ子島周回最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域を含む。 基点A 亀山島東端 #B 室出市牛島南西端 #C 島島南端 #D 多度津野ハッセン島西端 #E カブラサキ島南端 #F 丸亀市竹島南西端 #G 岡山県下大島南西端 #H 岡山県約島南端 #I 笠島北端 #J タコツボ島北端 #K 長崎島北端 #L 赤木島南端 #M 向島北端 #N 向島東端 #O 向島東端 #P 室出市牛島南端 線イ AからB見通し線とAから150メートルのところ #ロ CからD見通し線とCから150メートルのところ #ハ CからF見通し線とGからH見通し延長線との交差点 #ニ 川から見通し線とGからH見通し延長線との交差点 #ホ ホからG見通し線と150メートルのところ #ヘ Hから見通し線とカからF見通し線との交差点 #ト MからN見通し線とMから150メートルのところ #チ のからP見通し線とOから150メートルのところ	第二種共同漁業	環線網漁業 環線網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	丸亀市牛島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まさぐり漁業と漁網の上乗置しななければならない。 ウ 魚籠を感網して操業してはならない。 エ 青丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第250号	漁協漁業協同組合	丸亀市牛島町地先	漁場の区域 長島と西の福間最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域	第二種共同漁業	環線網漁業 環線網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	丸亀市牛島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まさぐり漁業と漁網の上乗置しななければならない。 ウ 魚籠を感網して操業してはならない。 エ 青丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第251号	漁協漁業協同組合	丸亀市広島町地先	漁場の区域 広島周回最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域。ただし、埋立地先については旧海岸線を基準とする。	第二種共同漁業	環線網漁業 環線網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	丸亀市広島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まさぐり漁業と漁網の上乗置しななければならない。 ウ 魚籠を感網して操業してはならない。 エ 青丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第252号	漁協漁業協同組合	丸亀市手島町地先	漁場の区域 手島周回最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域	第二種共同漁業	環線網漁業 環線網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	丸亀市手島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まさぐり漁業と漁網の上乗置しななければならない。 ウ 魚籠を感網して操業してはならない。 エ 青丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第253号	漁協漁業協同組合	丸亀市広島町小手島地先	漁場の区域 小手島周回最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域	第二種共同漁業	環線網漁業 環線網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	丸亀市小手島	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まさぐり漁業と漁網の上乗置しななければならない。 ウ 魚籠を感網して操業してはならない。 エ 青丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第254号	漁協漁業協同組合	仲多度郡多度津町佐藤東部地先	漁場の区域 Aロ、ロイ、イDの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 佐藤島南端 #B 山島南端 #C 岡山県長崎島北端 #D 佐藤島北端 #E 丸亀市手島町カブラサキ島西端 #F 丸亀市広島町エド島南端 線イ CからD見通し延長線とEからF見通し延長線との交差点 #ロ AからB見通し延長線とEからF見通し延長線との交差点	第二種共同漁業	環線網漁業 環線網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	仲多度郡多度津町佐藤	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まさぐり漁業と漁網の上乗置しななければならない。 ウ 魚籠を感網して操業してはならない。 エ 青丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第255号	漁協漁業協同組合	仲多度郡多度津町佐藤西部地先	漁場の区域 日イ、イDの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 丸亀市手島北西端 #B 山島南端 #C 高野島南西端 #D 佐藤島南西端 線イ AからB見通し延長線とDからE見通し延長線との交差点	第二種共同漁業	環線網漁業 環線網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	仲多度郡多度津町佐藤	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まさぐり漁業と漁網の上乗置しななければならない。 ウ 魚籠を感網して操業してはならない。 エ 青丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第256号	漁協漁業協同組合	仲多度郡多度津町高見島地先	漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ニホ、ホハ、ヘAの6直線とハニ間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 高見島北端 #B 丸亀市牛島町ハッセン島西端 #C 多度津野高見島南西端 #D 高野島南端 #E 多度津野二面島南端 線イ AからB見通し線とAから2,000メートルのところ #ロ CからD見通し線とCから100メートルのところ #ハ CからB見通し線とCから100メートルのところ #ニ DからE見通し線とDから100メートルのところ #ホ DからE見通し線とDから1,500メートルのところ #ヘ AからE見通し線とAから1,500メートルのところ	第二種共同漁業	環線網漁業 環線網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	仲多度郡多度津町高見	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まさぐり漁業と漁網の上乗置しななければならない。 ウ 魚籠を感網して操業してはならない。 エ 青丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第257号	代表 漁協漁業協同組合 三重市漁業協同組合	仲多度郡多度津町二道島地先	漁場の区域 二面島周回最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域	第二種共同漁業	環線網漁業 環線網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	仲多度郡多度津町高見、三重市院間野島	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まさぐり漁業と漁網の上乗置しななければならない。 ウ 魚籠を感網して操業してはならない。 エ 青丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第258号	代表 三重市漁業協同組合 院間漁業協同組合	三重市院間町々島地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 新田城高頂 #B 院間立笠南端 #C 多度津野佐藤島高頂 #D 多度津野高見島南西端 #E 多度津野高見島南端 #F 院間中央中央 #G 丸亀市上真島南端 #H 丸亀市下真島北端 線イ AからB見通し延長線とEからF見通し延長線との交差点 #ロ CからB見通し延長線とDからE見通し延長線との交差点 #ハ CからD見通し延長線とGからH見通し延長線との交差点 #ニ EからF見通し延長線とGからH見通し延長線との交差点	第二種共同漁業	環線網漁業 環線網漁業 かに環線網漁業	環線網・環線網:1月1日から12月31日まで かに環線網:6月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	三重市院間町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まさぐり漁業と漁網の上乗置しななければならない。 ウ 魚籠を感網して操業してはならない。 エ 青丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第259号	代表 三重市漁業協同組合 院間漁業協同組合	三重市院間野島	漁場の区域 イロ、ロハ、ハF、Fニ、ニの5直線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域 基点A 院間島 #B 多度津野二面島南端 #C 志々島北端 #D 院間島人口中央 #E 岡山県笠置市六島南西端 #F 院間中央中央 #G 岡山県笠置市六島北端 線イ AからB見通し線とDからE見通し線との交差点 #ロ AからB見通し線とDからE見通し線との交差点 #ハ AからC見通し線とDからF見通し線との交差点	第二種共同漁業	環線網漁業 環線網漁業 かに環線網漁業	環線網・環線網:1月1日から12月31日まで かに環線網:3月1日から6月30日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	三重市院間町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ まさぐり漁業と漁網の上乗置しななければならない。 ウ 魚籠を感網して操業してはならない。 エ 青丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

免許番号	漁業種名	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・種別の別	関係地区	条件
共第160号	代表 伊吹漁業協同組合 三重漁業協同組合	三重市三野町から伊吹町三崎突堤に 至る地先	漁場の区域 河川に面した区域(河川にあっては、河原までとする。)ただし、R リ、Jの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及び岩島間最大高潮時海岸線 から沖出し500メートル以内の区域を除く。 基点A 三崎突堤 #B 伊吹町三野町の島高頂 #C 立島根植山平字島東端 #D 岩島 #E 岩山島高頂六島東端 #F 笠置漁港防波堤突堤 #G 笠置島根植山平字島東端 #H 笠置島東端 #I 多度津第二島高頂 #J 陸奥津北防波堤突堤 #K 志々島北端 #L 笠置島 #M 笠置島天満浦端 #N 三笠中央 #O 多度津岸島高頂 #P 多度津町・三重市三野町境界 #Q 笠置島東端 #R 水出理立地北西角 #S 高谷野水場3号防波堤基部 #T 高谷野水場3号防波堤突堤 #U 高谷島 点イ AからB見渡し線上Aから1000メートルのところ #ロ AからC見渡し線上Aから500メートルのところ #ハ DからE見渡し線上Dから500メートルのところ #ニ FからG見渡し線上Fから500メートルのところ #ホ HからI見渡し線上Hから500メートルのところ #ヘ AからK見渡し線上Aから1000メートルのところ #ト LからM見渡し線上Lから1000メートルのところ #チ OからP見渡し線上Oから1000メートルのところ #リ AからR見渡し線上Aから1000メートルのところ	第二種共同漁業	漁業種別 磯釣り漁業 増設漁業 専かに磯釣り漁業	漁業期-磯釣り:1月1日から12月31日 専かに磯釣り:3月1日から6月30日まで	令和6年1月1日から令和15年12 月31日まで	団体	三重市役所関	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他資金のため、国又は地方公共団体の行う事 業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 主要な釣り漁業と漁網の上置業とを兼ねなければならない。 ウ 漁船を感測して操業してはならない。 エ 青文170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第161号	代表 三重市漁協同組合 院園漁業協同組合	三重市院園町三崎突堤から仁尾町に 至る地先	漁場の区域 A・イ、ロ、D・ハ、ハニ、ニFの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区 域 ただし、仁尾津合地区1号防波堤突堤から2号防波堤突堤見渡し線と最大高潮時 海岸線に囲まれた区域を除く。 基点A 三重市仁尾町、観音寺市境界 #B 観音寺市上島地先 #C 院園町、仁尾町境界 #D 観音寺市伊吹町不動島(伊吹島北端) #E 三崎突堤 #F 三崎突堤 #G 伊吹町三野町の島高頂 点イ AからB見渡し線上Aから1000メートルのところ #ロ CからD見渡し線上Cから1000メートルのところ #ハ EからF見渡し線上Eから1000メートルのところ	第二種共同漁業	漁業種別 磯釣り漁業 増設漁業	漁業期-磯釣り:1月1日から12月31日 専かに磯釣り:3月1日から6月30日まで	令和6年1月1日から令和15年12 月31日まで	団体	三重市役所関大浜・橋・指・生・ 仁尾町	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他資金のため、国又は地方公共団体の行う事 業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 主要な釣り漁業と漁網の上置業とを兼ねなければならない。 ウ 漁船を感測して操業してはならない。 エ 青文170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第162号	代表 観音寺漁業協同組合 西かがわ漁業協同組合	観音寺市末町から豊浜町に至る地 先	漁場の区域 A・イ、ロ、D・ハ、ハニの5直線と最大高潮時海岸線(観音寺市に おいては北防波堤突堤・南防波堤突堤を結んだ線と、豊浜町においては防波堤角 から富士土留置工場跡地西端を結んだ線と、財田川にあっては三草橋脚状 と、財田川にあっては飯島脚状とする。)に囲まれた区域、ただし、観音寺津越等 等地区港湾埋立建築事業に係る埋立免許区域(平成11年川南管第886号)及 びこの立てに係る埋立岸線埋立物設置区域を除く。 基点A 香川漁、徳島県境界 #B 伊吹町境界 #C 院園港防波堤基部 #D 小段島東端 #E 仁尾津(北緯34度29分59秒、東経138度38分30秒の点) #F 観音寺市伊吹町不動島(伊吹島北端) #G 三重市仁尾町、観音寺市境界 #H 上島北端 点イ AからB見渡し線上Aから1000メートルのところ #ロ CからD見渡し線上Cから1000メートルのところ #ハ EからF見渡し線上Eから1200メートルのところ #ニ CからH見渡し線上Cから1000メートルのところ	第二種共同漁業	漁業種別 磯釣り漁業 増設漁業	漁業期-磯釣り:1月1日から12月31日 専かに磯釣り:3月1日から6月30日まで	令和6年1月1日から令和15年12 月31日まで	団体	観音寺町・瀬戸町・琴浦町・笠 本町・大野津町・豊浜町・港町・西本 町・三本松町・財田町	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他資金のため、国又は地方公共団体の行う事 業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 主要な釣り漁業と漁網の上置業とを兼ねなければならない。 ウ 漁船を感測して操業してはならない。 エ 青文170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。 オ 観音寺等の出入港船に、航行を妨げるような漁網を敷設してはならない。
共第163号	伊吹漁業協同組合	観音寺市伊吹島地先	漁場の区域 伊吹島間最大高潮時海岸線から沖出し2,000メートル以内の区域	第二種共同漁業	漁業種別 磯釣り漁業 増設漁業 専かに磯釣り漁業	漁業期-磯釣り:1月1日から12月31日 専かに磯釣り:3月1日から6月30日まで	令和6年1月1日から令和15年12 月31日まで	団体	観音寺市伊吹町	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他資金のため、国又は地方公共団体の行う事 業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 主要な釣り漁業と漁網の上置業とを兼ねなければならない。 ウ 漁船を感測して操業してはならない。 エ 青文170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第164号	伊吹漁業協同組合	観音寺市大段島、小段島地先	漁場の区域 大段島・小段島間最大高潮時海岸線から沖出し2,000メートル以内の 区域	第二種共同漁業	漁業種別 磯釣り漁業 増設漁業 専かに磯釣り漁業	漁業期-磯釣り:1月1日から12月31日 専かに磯釣り:3月1日から6月30日まで	令和6年1月1日から令和15年12 月31日まで	団体	観音寺市伊吹町	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他資金のため、国又は地方公共団体の行う事 業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 主要な釣り漁業と漁網の上置業とを兼ねなければならない。 ウ 漁船を感測して操業してはならない。 エ 青文170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第165号	伊吹漁業協同組合	観音寺市上島地先	漁場の区域 内上島間(オノゴベ岩を含む)最大高潮時海岸線から沖出し2,000メー トル以内の区域	第二種共同漁業	漁業種別 磯釣り漁業 増設漁業 専かに磯釣り漁業	漁業期-磯釣り:1月1日から12月31日 専かに磯釣り:3月1日から6月30日まで	令和6年1月1日から令和15年12 月31日まで	団体	観音寺市伊吹町	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他資金のため、国又は地方公共団体の行う事 業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 主要な釣り漁業と漁網の上置業とを兼ねなければならない。 ウ 漁船を感測して操業してはならない。 エ 青文170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
共第166号	代表 引田漁業協同組合 北条漁業協同組合	東かがわ市瓦崎地先	漁場の区域 A・イ、ロ、D・ハの4直線に囲まれた区域 基点A 香川漁、徳島県境界 #B 電玉山東の堤 〔北緯34度19分30秒、東経138度25分18.43秒の点〕 #C 通交島東端 点イ AからB見渡し線上Aから400メートルのところ #ロ BからC見渡し線上Bから500メートルのところ	第二種共同漁業	種鳥網漁業	3月15日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12 月31日まで	団体	東かがわ市瓦崎・黒野・引 田・黒野・吉田・小瀬・川股、徳島県 鳴門市北灘町	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他資金のため、国又は地方公共団体の行う事 業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
共第167号	引田漁業協同組合	東かがわ市瓦崎、黒野地先	漁場の区域 イ、ロ、D・ハ、ハの4直線に囲まれた区域 基点A 香川漁、徳島県境界 #B 電玉山東の堤 #C 通交島東端 #D 松島東端 #E 徳島県鳴門市北灘町三津吉崎 点イ BからA見渡し延長線上Aから1000メートルのところ #ロ イからC見渡し線上イから1000メートルのところ #ハ DからE見渡し延長線上Dから500メートルの交差点	第二種共同漁業	あし・さば網漁業	6月1日から令和11月10日まで	令和6年1月1日から令和15年12 月31日まで	団体	東かがわ市瓦崎・黒野・引 田・黒野・吉田・小瀬・川股	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他資金のため、国又は地方公共団体の行う事 業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
共第168号	引田漁業協同組合	東かがわ市黒野、黒野、坂元及び引 田岸	漁場の区域 ロ二、ニホ、ホイの3直線とA目間最大高潮時海岸線から沖出し800メー トルの只曲線に囲まれた区域 基点A 香川漁、徳島県境界 #B 坂元 #C 虎伏山東端 #D 黒野島東端 #E 黒野島上島灯台 #F 徳島県鳴門市黒野町北治北端 点イ AからB見渡し線上Aから300メートルのところ #ロ BからD見渡し線上Bから400メートルのところ #ハ CからE見渡し線の中間海岸線から300メートルのところ 〔北緯34度19分48秒、東経138度22分30秒の点〕 #ニ ハからF見渡し線とBからD見渡し線との交差点 #ホ AからE見渡し線上Aから500メートルの交差点	第二種共同漁業	あし・さば網漁業	3月15日から令和11月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12 月31日まで	団体	東かがわ市瓦崎・黒野・引 田・黒野・吉田・小瀬・川股	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他資金のため、国又は地方公共団体の行う事 業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。 ウ 作業位置については、共第307号の網漁業種業者と協議しなければならない。
共第169号	引田漁業協同組合	東かがわ市松島地先	漁場の区域 A・イ、ロ、D・Cの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 松島西端 #B 徳島県鳴門市大瀬山南端 #C 松島東端 点イ AからB見渡し線上Aから200メートルのところ #ロ CからD見渡し線上Cから200メートルのところ	第二種共同漁業	種鳥網漁業	3月15日から令和11月15日まで	令和6年1月1日から令和15年12 月31日まで	団体	東かがわ市瓦崎・黒野・引 田・黒野・吉田・小瀬・川股	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他資金のため、国又は地方公共団体の行う事 業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第309号	引田漁業協同組合	東かがわ市毛無島漁港	漁場の区域 A・イ、イロ、BCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 毛無島東端 #B 子島東端 #C 毛無島西端 点イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ #ロ CからB見通し線上Cから150メートルのところ	第二種共同漁業	鰹魚網漁業	7月15日から翌年2月1日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	東かがわ市東元・馬屋・高野・引田・黒羽・吉田・小川・小股	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
共第306号	引田漁業協同組合	東かがわ市長根、高野、坂元及び引田地区	漁場の区域 A・イ、Bロの2直線とAB間沖出し900メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 香川、徳島境界 #B 次とどり #C 高野海岸市江崎 #D 湯浅島東端 点イ AからD見通し線上Aから900メートルのところ #ロ BからC見通し線上Bから900メートルのところ	第二種共同漁業	鰹魚網漁業	7月15日から翌年2月1日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	東かがわ市東元・馬屋・高野・引田・黒羽・吉田・小川・小股	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
共第307号	東讃漁業協同組合連合会	東かがわ市津、松原、三本松、境内、西村、小股、馬屋及びさぬき市津田町観形沖	漁場の区域 ハニ、ニイ、イホ、イホの4直線とAC間沖出し900メートルの只曲線に囲まれた区域。ただし、三本松港埋立地先については旧海岸線を基準とする。 基点A 次とどり #B 鹿火山高頂 #C 打伏の鼻 #D 高野海岸市江崎 #E 小豆島町角ノ子島東端 #F 兵庫県西島東端 #G 兵庫県西島東端 点イ Bから真方位22度30分旧海岸線から8,800メートルのところ #ロ AからF見通し線上Aから900メートルのところ #ハ CからE見通し線上Cから900メートルのところ #ニ FからE見通し線とイからD見通し線との交差点 #ホ AからF見通し線とイからD見通し線との交差点	第二種共同漁業	たいさわ網漁業	3月20日から6月30日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	東かがわ市津・松原・三本松・境内・西村・小股・馬屋及びさぬき市津田町観形	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。 ウ 漁業位置については、共第309号の網漁業者と協議しなければならない。
共第308号	東讃漁業協同組合連合会	東かがわ市津、松原、三本松、境内、西村、小股、馬屋	漁場の区域 A・イ、Bロの2直線とAB間沖出し900メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、三本松港埋立地先については旧海岸線を基準とする。また、E・ハ、ハニ、ニイ、イホ、イホの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。 基点A 次とどり #B 東かがわ市、さぬき市境界 #C 兵庫県西島東端 #D 高野海岸市江崎 #E 三本松港埋立地南西角 #F 三本松港埋立地北西角 #G 三本松港埋立地北西角 #H 三本松港埋立地南田突端 点イ AからF見通し線上Aから900メートルのところ #ロ BからC見通し線上Bから900メートルのところ #ハ Bから真方位00度42分20メートルのところ #ニ Fから真方位30度42分20メートルのところ #ホ Gから真方位15度41分22メートルのところ	第二種共同漁業	鰹魚網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	東かがわ市津・松原・三本松・境内・西村・小股・馬屋	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
共第309号	東讃漁業協同組合連合会	東かがわ市三本松、境内、西村、小股、馬屋	漁場の区域 Eロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 基点A 白鳥海岸新川防波堤赤灯台 #B 鹿火山高頂 #C 東かがわ市、さぬき市境界 #D 三本松市山崎 #E さぬき市高島東端 #F 三本松港埋立地北西角 #G 三本松港埋立地北西角 点イ AからD見通し線とBから真方位22度30分の線との交差点 #ロ AからD見通し線とCからF見通し線との交差点 #ハ CからF見通し線とEからG見通し線との交差点 #ニ EからG見通し線とBから真方位22度30分の線との交差点	第二種共同漁業	たいさき網漁業	11月1日から翌年1月10日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	東かがわ市三本松・境内・西村・小股・馬屋	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
共第310号	東讃漁業協同組合連合会	さぬき市津田町地先	漁場の区域 A・イ、イロ、ロハの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 東かがわ市、さぬき市境界 #B 観音島北西端 #C 名古屋北西端 #D 名古屋西端(300メートル) #E 大島東端 #F 高野海岸埋立地 #G 兵庫県西島東端 点イ AからG見通し線上Aから600メートルのところ #ロ BからC見通し線とDからF見通し線との交差点 #ハ BからF見通し線とEからC見通し線との交差点	第二種共同漁業	鰹魚網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	さぬき市津田町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
共第311号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町観形地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 基点A 光山漁港(300メートル) #B 東かがわ市高島東端 #C 丸山島東端 #D 東かがわ市山崎北端 #E 観音島北西端 #F 東かがわ市、さぬき市境界 #G 高野海岸埋立地 #H 兵庫県西島東端 点イ AからB見通し線とCからG見通し線と線との交差点 #ロ AからB見通し線とFからH見通し線との交差点 #ハ CからD見通し線とEからG見通し線との交差点 #ニ CからD見通し線とFからH見通し線との交差点	第二種共同漁業	鰹魚網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	さぬき市津田町観形	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
共第312号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市小股地先	漁場の区域 A・イ、イロ、ロハ、ハニ、ニイの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 虎ヶ島 #B 高野海岸埋立地 #C 打伏の鼻 #D 高野海岸埋立地 #E 小豆島町地蔵崎灯台 #F 小豆島町大角島灯台 点イ AからF見通し線上Aから900メートルのところ #ロ BからE見通し線上Bから900メートルのところ #ハ CからE見通し線上Cから500メートルのところ	第二種共同漁業	鰹魚網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	さぬき市小田	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
共第313号	観庄漁業協同組合	さぬき市観庄地先	漁場の区域 A・イ、Bロの2直線とAB間沖出し350メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 大車崎 #B 三ツツツ子島北端 #C 高野海岸赤灯台 #D 小豆島町三船島 #E 小豆島町三船島 点イ AからD見通し線上Aから350メートルのところ #ロ BからC見通し線上Bから350メートルのところ #ハ CからE見通し線上Eから350メートルのところ	第二種共同漁業	鰹魚網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	さぬき市観庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
共第314号	観庄漁業協同組合	さぬき市観庄長浜地先	漁場の区域 直線ハニとAB間沖出し350メートルの只曲線に囲まれた区域 基点A 大車崎 #B 小車崎 #C 高野海岸高頂 点イ AからD見通し線上Aから350メートルのところ #ロ BからC見通し線上Bから100メートルのところ #ハ イからD見通し線とAB間沖出し350メートルの只曲線との交差点 #ニ CからD見通し線とAB間沖出し350メートルの只曲線との交差点	第二種共同漁業	鰹魚網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	さぬき市観庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業種番	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
月第15号	代表 牟婁漁業協同組合 さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度、高松市牟婁町先	漁場の区域 イロ、Cハの2直線とC間沖出し350メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、ただし、埋立地先については旧海岸線を基準とする。 基点A 志度埋立文字防波堤東端 #B 志度岬 #C 和ヶ島 #D 小高岬 点イ BからA見渡し延長線と最大高潮時海岸線との交差点 #ロ イからB見渡し線上イから350メートルのところ #ハ CからD見渡し線上Cから350メートルのところ	第二種共同漁業	雑魚網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	さぬき市志度、高松市牟婁町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
月第16号	代表 牟婁漁業協同組合 さぬき市漁業協同組合 庵治漁業協同組合	高松市庵治町高良地先	漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とA間沖出し350メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 大塚東端 #B 大塚岬 #C さぬき市小高岬 #D さぬき市大塚東端 点イ BからA見渡し線上イから350メートルのところ #ロ BからC見渡し線上Bから350メートルのところ	第二種共同漁業	雑魚網漁業	3月1日から4月30日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	さぬき市志度、高松市牟婁町、庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
月第17号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町新地先	漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とA間沖出し300メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 新開埋立地南西角 #B 新ハカリ島 #C 野上東端(田防砂堤跡) #D 安木島北端 点イ AからD見渡し線上イから200メートルのところ #ロ BからC見渡し線上Bから200メートルのところ	第二種共同漁業	雑魚網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
月第18号	庵治漁業協同組合	高松市豊島地先	漁場の区域 旧イ、ロイ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 旧久遠埋立北西角 #B 国立研究開発法人水産研究・教育機構田屋島庁舎南東角 #C 豊島北西端 #D 舟木島北東端 #E 庵治港北岸、下田架堤灯台 #F 庵治町小丸山高頂 点イ AからD見渡し線とBからF見渡し線との交差点 #ロ CからE見渡し線上Cから350メートルのところ #ハ DからG見渡し線上Dから600メートルのところ	第二種共同漁業	雑魚網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
月第19号	代表 四海漁業協同組合 土庄中央漁業協同組合 北海漁業協同組合	小豆郡土庄町小江から大瀬に至る先	漁場の区域 旧イ、ロイ、ロD、Eハ、Fハ、Hニ、ニCの7直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及び最大高潮時最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域 ②漁業の種類及び漁業時期 基点A 小豆島町屋ヶ城高頂 #B 大塚埋立北東端の岬 (北緯34度33分47秒、東経134度19分48.607秒の点) #C 小豆子ガタ島最西端 #D 大島東端 #E 大島南端 #F 砂見岬北端 #G 岡山県瀬野町市色久町木島高頂 #H 北瀬小島北端 #I 草崎島北端 #J 岡山県伊予市宇野町貴島東端 #K 草崎 点イ AからB見渡し延長線とBから100メートルのところ #ロ CからD見渡し線上Cから600メートルのところ #ハ FからG見渡し線上Fから300メートルのところ #ニ CからE見渡し線上Cから300メートルのところ	第二種共同漁業	雑魚網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町小江、長浜、遠宮・馬越・榎町・見島・小豆・大塚	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
月第20号	四海漁業協同組合	小豆郡土庄町豊島地先	漁場の区域 豊島南端(ナギ石)を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 豊島南端(ナギ石)	第二種共同漁業	雑魚網漁業	3月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町伊勢末	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
月第21号	四海漁業協同組合	小豆郡土庄町小豆島地先	漁場の区域 小豆島南端最大高潮時海岸線から沖出し270メートル以内の区域	第二種共同漁業	雑魚網漁業	3月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町伊勢末	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
月第22号	内海漁業協同組合	小豆郡東郷地先	漁場の区域 Aイ、ロイ、ロH、Hロの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。 基点A 金ヶ岬 #B 福田小島東端 #C 平出岬 #D 高津尾船路市家町院下島東端 #E 宮ヶ岬 #F 高津尾あじ市丸山岬 #G 東かがわ市香山(牧雲山)高頂(97メートル) #H 尾ノ島北東端 #I 坂手とびのす 点イ BからC見渡し延長線とDからG見渡し線との交差点 #ロ EからF見渡し線上Eから350メートルの交差点	第二種共同漁業	たいさわり網漁業	3月20日から4月30日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町吉田・福田・当浜・岩谷・橋・坂手	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
月第23号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町吉田から坂手に至る地先	漁場の区域 Aイ、ロハ、ニF、Gホの4直線と福田小島を首むAB間、DE間沖出し270メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 土庄町小豆、小豆島町吉田埋立 (北緯34度33分47.955秒、東経134度19分56.993秒の点) #B 伊勢島 #C 光ノ子岬 #D 宮ヶ岬 #E 坂手とびのす #F 尾ノ島北端 #G 尾ノ島南端 #H 大角島南の高頂(159メートル) #I 豊ヶ城高頂(817メートル) 点イ CからA見渡し延長線とAから270メートルのところ #ロ BからC見渡し線上Bから270メートルのところ #ハ DからG見渡し線上Dから270メートルのところ #ニ CからE見渡し線上Cから270メートルのところ	第二種共同漁業	雑魚網漁業	3月15日から翌年2月末日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町吉田・福田・当浜・橋・坂手	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
月第24号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町坂手地先	漁場の区域 イロ、Cハの2直線とC間沖出し270メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 尾ノ島南端 #B 大角島南の高頂(159メートル) #C 南倉島(坂手・姫堤埋立) #D 坂手とびのす南端高頂 点イ BからA見渡し線と最大高潮時海岸線との交差点 #ロ BからA見渡し線上イから270メートルのところ #ハ CからD見渡し線上Cから270メートルのところ	第二種共同漁業	雑魚網漁業	3月15日から翌年2月末日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町坂手	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
月第25号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町福島地先	漁場の区域 Aイ、ロロ、EFの3直線とAD間沖出し270メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 大塚埋立北西端 #B 埋立南端 #C 大内島南端 #D 小塚埋立東端 #E 大塚埋立東端 点イ AからB見渡し線上Aから270メートルのところ	第二種共同漁業	雑魚網漁業	3月15日から翌年2月末日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町坂手	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業種	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
具第126号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町堀越・田浦・百江地区	漁場の区域 A・イ、ロハ、Cの3直線とAE間沖出し270メートルの只曲線、EC間沖出し150メートルの只曲線及び最大大潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 筒倉島(坂手・堀越岸) #B 東かがや市種島高頂 #C 百江町西端 #D 弁天島東端 #E 田浦松ヶ島突端 #F 田浦村・三郷村海岸(犬瀬) (北緯34度28分57.518秒、東経134度15分45.477秒の点) 点イ AからB見通し線上から270メートルのところ #ロ CからD見通し線上から270メートルのところ #ハ EからF見通し線上から150メートルのところ	第二種共同漁業	稚魚解禁漁業	3月15日から翌年2月日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町堀越・田浦	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他資金のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
具第127号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町豊野弁天島地先	漁場の区域 弁天島周囲最大大潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域 漁場の区域 A・イ、ロハ、Cの3直線とAE間沖出し270メートルの只曲線、EC間沖出し270メートルの只曲線及び最大大潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 小豆島オリーブスホテル前の砂堤基部 #B 丸山島南の高頂(188メートル) (北緯34度28分57.518秒、東経134度15分45.477秒の点) #C 田浦村・三郷村海岸(犬瀬) #D 種島島 #E 田浦松ヶ島突端 #F 小豆島町西村・二面堤岸 (北緯34度29分10.73秒、東経134度16分3.592秒の点) 点イ AからB見通し線上から180メートルのところ #ロ CからD見通し線上から270メートルのところ #ハ EからF見通し線上から270メートルのところ #ニ FからE見通し線上から180メートルのところ	第二種共同漁業	稚魚解禁漁業	3月15日から翌年2月日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町豊野	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他資金のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
具第128号	代表 内海漁業協同組合 田浦漁業協同組合	小豆郡小豆島町西村から二面に至る地区	漁場の区域 A・イ、Cの2直線とAC間沖出し270メートルの只曲線及び最大大潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 小豆島オリーブスホテル前の砂堤基部 #B 丸山島南の高頂(188メートル) (北緯34度28分57.518秒、東経134度15分45.477秒の点) #C 田浦村・三郷村海岸(犬瀬) #D 種島島 #E 田浦松ヶ島突端 #F 小豆島町西村・二面堤岸 (北緯34度29分10.73秒、東経134度16分3.592秒の点) 点イ AからB見通し線上から180メートルのところ #ロ CからD見通し線上から270メートルのところ #ハ EからF見通し線上から270メートルのところ #ニ FからE見通し線上から180メートルのところ	第二種共同漁業	稚魚解禁漁業	3月1日から翌年1月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町西村・二面	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他資金のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
具第129号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町豊野地先	漁場の区域 A・イ、Cの2直線とAC間沖出し270メートルの只曲線及び最大大潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 田二生村・三郷村東側堤岸 (北緯34度29分57.518秒、東経134度15分45.477秒の点) #B 種島島西端 #C ティラノソウ島東端 点イ AからB見通し線上から270メートルのところ	第二種共同漁業	稚魚解禁漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町豊野・神湊・吉野	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他資金のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
具第130号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町神湊地先	漁場の区域 A・イ、Bの2直線とAB間沖出し200メートルの只曲線及び最大大潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 長者島西端 #B 田浦島西端 点イ AからB見通し線上から200メートルのところ	第二種共同漁業	稚魚解禁漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町豊野・池田・笠生・二面・吉野	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他資金のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
具第131号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町豊野から吉野に至る地区	漁場の区域 A・イ、ロハの2直線とAC間沖出し270メートルの只曲線並びに最大大潮時海岸線に囲まれた区域及び小豆島町弁天島周囲最大大潮時海岸線から沖出し270メートル以内の区域。 基点A 土庄町漁場、小豆島町豊野漁場 (北緯34度29分57.518秒、東経134度15分45.477秒の点) #B 笠松半島南端 #C 豊野海岸堤 #D 長者島東の高頂(富士岬西の高頂) 点イ AからB見通し線上から270メートルのところ #ロ CからD見通し線上から270メートルのところ #ハ CからD見通し線と最大大潮時海岸線との交差点	第二種共同漁業	稚魚解禁漁業	3月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町豊野・神湊・吉野	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他資金のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
具第132号	豊島漁業協同組合	高松市豊島地先	漁場の区域 AB、BC、C・イ、ロハの3直線と最大大潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 旧豊島田西端 #B 豊島町C地区地理学地北東角から離岸立1帯～252メートルのところ (北緯34度21分12.702秒、東経134度49分44.509秒の点) #C 豊島町D地区地理学地北東角(高松市駅前町6丁目自立地北東角) 点イ AからB見通し線上から270メートルのところ #ロ CからD見通し線上から270メートルのところ #ハ CからD見通し線と最大大潮時海岸線との交差点	第二種共同漁業	稚魚解禁漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市豊島東町・豊島中町・豊島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他資金のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
具第133号	東瀬戸漁業協同組合	高松市女木町舟戸地先	漁場の区域 A・イ、ロハの3直線と最大大潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 舟戸島 #B Aから海岸線1帯～100メートルのところ (北緯34度24分22.72秒、東経134度2分22.737秒の点) #C 電泊町五列山南端 (北緯34度29分10.73秒、東経134度16分3.592秒の点) 点イ AからC見通し線上から200メートルのところ #ロ BからD見通し線上から200メートルのところ	第二種共同漁業	稚魚解禁漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市女木町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他資金のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
具第134号	東瀬戸漁業協同組合	高松市女木町舟戸神湊地先	漁場の区域 A・イ、ロハの3直線と最大大潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 寛永大明神島屋から離岸立1帯～50メートルのところ (北緯34度23分28.375秒、東経134度2分28.34秒の点) #B 寛永大明神島屋から離岸立1帯～150メートルのところ (北緯34度23分23.71秒、東経134度2分28.101秒の点) #C 大崎島南端 点イ AからC見通し線上から200メートルのところ #ロ BからC見通し線上から200メートルのところ	第二種共同漁業	稚魚解禁漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市女木町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他資金のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
具第135号	代表 下笠原漁業協同組合 香西漁業協同組合	高松市網走町下笠原地先	漁場の区域 A・イ、ロハ、ハニ、ニ東の5直線とAE間沖出し200メートルの只曲線及び最大大潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、E・ハ、ハニの2直線と最大大潮時海岸線に囲まれた区域、トホ、ホの2直線とハニ間(AE間沖出し200メートルの只曲線)で囲まれた区域及びハ、リ東の2直線とヌへ間(AE間沖出し200メートルの只曲線)で囲まれた区域を除く。 基点A 香東川左岸突端(高松市食肉センター北側海岸岸角) #B 坂本南端 #C 本津川左岸田突端(香西本町イイ(橋)北東角) #D Cから東方位95度の線と本津川底岸海岸線との交差点 (北緯34度29分10.73秒、東経134度16分3.592秒の点) #E 舟木堤岸立地北側海岸岸角 #F Aから海岸線1帯～200メートルのところ(食肉センター北側海岸岸角) 点イ AからB見通し線上から200メートルのところ #ロ Cから東方位95度の線とAから200メートルのところ #ハ Cから東方位95度の線とAから200メートルのところ #ニ ハから東方位85度の線とAから200メートルのところ #ホ ニから東方位95度の線とAから200メートルのところ #ヘ 食肉センターと直角にFから北～380メートルのところ #ト 北緯34度21分28.678秒、東経134度1分12.698秒の点 #チ 北緯34度21分28.678秒、東経134度1分12.698秒の点 #リ 北緯34度21分28.678秒、東経134度1分12.698秒の点	第二種共同漁業	稚魚解禁漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	高松市(下笠原・香西漁場の地区に限る)	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他資金のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業種	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第136号	代表 下宮漁業協同組合 豊西漁業協同組合	長崎市豊西北町から亀米町に至る地先	漁場の区域 A・イ、ロの2直線とAC間沖出し200メートルの只曲線及び最大大潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、ハニ、ニホ、ホへ、ヘト、ツル、ルヌ、ヌリ、リサ、チハの9直線と最大大潮時海岸線に囲まれた区域及びGウ、ワカ、カハの3直線と最大大潮時海岸線に囲まれた区域を除く。 基点A 神在漁業防波堤基部 #B 土佐町野島橋山頂(340メートル) #C 龍ノ峰島頂 #D 龍ノ峰島西端 #E 大隅ノ鼻 #F 亀米町防波堤基部 #G 生島及び養殖場跡地北西側海岸北角 #H 生島及び養殖場跡地北西側海岸西角 点イ AからB直線し線上Aから200メートルのところ #ロ CからD見渡し線上Cから200メートルのところ #リ ハ Fから直方位307度30分40秒メートルのところ #ニ ハロから直方位179度00分59秒メートルのところ #ホ ニホから直方位119度00分35秒メートルのところ #ヘ ホへから直方位209度00分40秒メートルのところ #ト ヘから直方位74度00分15秒メートルのところ #チ チハから直方位301度30分18秒メートルのところ #リ サから直方位178度00分38秒メートルのところ #ヌ ス リから直方位180度30分57秒メートルのところ #ル ルヌから直方位149度00分35秒メートルのところ #ワ ワカから直方位274度00分22秒メートルのところ #カ カハから直方位335度30分17秒メートルのところ	第二種共同漁業	稚魚網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	長崎市(下宮・豊西漁協の地区に限る)	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
共第137号	本島漁業協同組合	丸亀市本島町大浦地先	漁場の区域 A・イ、ロの2直線とAC間沖出し200メートルの只曲線及び最大大潮時海岸線に囲まれた区域 基点A タツツ島北端 #B 岡山港六口島南端 #C フクノ島北端 #D 岡山港三次島南東端 点イ AからB直線し線上Aから700メートルのところ #ロ CからD見渡し線上Cから200メートルのところ #リ BからC見渡し線上Bから150メートルのところ	第二種共同漁業	稚魚網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	丸亀市本島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
共第138号	本島漁業協同組合	丸亀市広島町大浦地先	漁場の区域 A・イ、ロの2直線とAB間沖出し150メートルの只曲線及び最大大潮時海岸線に囲まれた区域 基点A おびこ岬東端 #B 田ノ島東端 #C 本島町安部島西端 #D 本島町アケノ島北端 点イ AからB直線し線上Aから150メートルのところ #ロ BからC見渡し線上Bから150メートルのところ	第二種共同漁業	稚魚網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	丸亀市広島町(小手島を除く)・小手島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
共第139号	本島漁業協同組合	丸亀市広島町江ノ浦地先	漁場の区域 A・イ、ロの2直線とAB間沖出し150メートルの只曲線及び最大大潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 江ノ浦湾立石地区西防波堤基部 #B エンガ島東端 #C 笠原町竹尾 #D 上置島東端 点イ AからB直線し線上Aから150メートルのところ #ロ BからC見渡し線上Bから150メートルのところ	第二種共同漁業	稚魚網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	丸亀市広島町(小手島を除く)・小手島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
共第140号	本島漁業協同組合	丸亀市広島町大浦地先	漁場の区域 A・イ、ロの2直線とAB間沖出し150メートルの只曲線及び最大大潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 桜島西端 #B 西ノ島北端 #C 笠原町安部島東端 #D 手島町島ノ口北端 点イ AからB直線し線上Aから150メートルのところ #ロ BからC見渡し線上Bから150メートルのところ	第二種共同漁業	稚魚網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	丸亀市広島町(小手島を除く)・小手島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
共第141号	本島漁業協同組合	丸亀市手島町西浦地先	漁場の区域 A・イ、ロの2直線とAB間沖出し150メートルの只曲線及び最大大潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 金ノ峰南端 #B アツツ島西端 #C 広島町小手島岬平北端 #D 広島町小手島岬中平 点イ AからD見渡し線上Aから150メートルのところ #ロ BからC見渡し線上Bから150メートルのところ	第二種共同漁業	稚魚網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	丸亀市広島町(小手島を除く)・小手島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
共第142号	本島漁業協同組合	丸亀市手島町西ノ浦島地先	漁場の区域 A・イ、ロの2直線とAB間沖出し150メートルの只曲線及び最大大潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 西赤崎北端 #B 西ノ島北端 #C 岡山県豊後市玉島島崎崎南端 点イ AからC見渡し線上Aから150メートルのところ #ロ BからC見渡し線上Bから150メートルのところ	第二種共同漁業	稚魚網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	丸亀市広島町(小手島を除く)・小手島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
共第143号	白方漁業協同組合	仲多度郡多度津町大字西白方地先	漁場の区域 A・イ、ロの2直線と最大大潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 西港町西側護岸の北から第1番目鉄橋 #B 多度津町、三里寺三野町境界 #C 笠原町東端 点イ BからC見渡し線上Bから300メートルのところ	第二種共同漁業	稚魚網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	仲多度郡多度津町(白方漁協の地区に限る)	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
共第144号	白方漁業協同組合	仲多度郡多度津町亀豆島地先	漁場の区域 亀豆島周囲最大大潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域	第二種共同漁業	稚魚網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	仲多度郡多度津町(白方漁協の地区に限る)	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
共第145号	白方漁業協同組合	仲多度郡多度津町高島地先	漁場の区域 岩島周囲最大大潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域	第二種共同漁業	稚魚網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	仲多度郡多度津町(白方漁協の地区に限る)	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んでならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業種	漁場の位置	漁場の位置	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
具第146号	代表 控漁業協同組合 三重市漁業協同組合	三重市玉野町から控漁三崎突端に 至る地先	漁場の区域 A・イ、ロ、ロニ、ニハ、ハホ、ヘ、トの8直線と最大高潮時海岸 線に囲まれた区域(河川までとする。ただし、N・Z、チの2直線と最大 高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。 基点A 三崎突端 #B 岡山県笠置市六角東端 #C 高崎島 #D 多度津町二箇島高頂 #E 東島城山高頂 #F 矢野野中央 #G 志々丸高頂 #H 多度津野島高頂 #I 多度津町・三重市三野町界 #J 東島北天宮南端 #K 高谷野水場三号防波堤東部 #L 高谷野水場三号防波堤突端 #M 高谷島 #N 民間港水出立地北西角 #O 民間港水出立地北東角 #P 多度津野島高頂 #Q 多度津野島高頂 #R AからB見通し線上Aから500メートルのところ #ロ イからE見通し線とCからD見通し線との交差点 #ハ GからH見通し線上Gから500メートルのところ #ニ CからD見通し線とCからB見通し線との交差点 #ホ HからG見通し延長線とDからJ見通し線との交差点 #ヘ HからI見通し線とCからB見通し線との交差点 #ト IからC見通し線とOからP見通し線との交差点 #チ NからM見通し線とKからL見通し延長線との交差点	第二種共同漁業	控漁網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	三重市控漁町志々丸・東島・控漁・ 大浜・高崎	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを行ってはならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。 ウ 漁具の長さ300メートル以内で作業しなければならない。 エ 定張りをしてはならない。
具第147号	代表 三重市漁業協同組合 三重市漁業協同組合 高かがわ漁業協同組合	三重市控漁三崎突端から観音寺 磯町に至る地先	漁場の区域 ロ、ロハ、ハニの4直線とAC間沖出1,500メートルの只曲線に囲まれた 区域。ただし、丸山島、大島島、小島島周囲最大高潮時海岸線から沖出1,500メートル 以内の 区域を除く。 基点A 香川県、愛媛県境界(余木崎) #B 観音寺市磯町界 #C 控漁三崎突端 #D 岡山県笠置市六角東端 #E 小島島高頂 #F AからB見通し線上Aから500メートルのところ #ロ ロからE見通し線とDからC見通し延長線との交差点 #ハ ロからE見通し線とDからC見通し延長線との交差点 #ニ DからC見通し延長線とCからB見通し線との交差点	第二種共同漁業	たい網漁業	3月15日から6月30日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	三重市控漁町生里・大浜・仁尾町・ 観音寺市(伊吹町を除く)	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを行ってはならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。 ウ たい網1組分の長さは300メートル以内とする。
具第148号	三重市漁業協同組合	三重市控漁三崎突端から三重市 磯町に至る地先	漁場の区域 A・イ、Cの2直線とAC間沖出1,500メートルの只曲線及び最大高潮時 海岸線(七尾川にあっては沿岸側)に囲まれた区域(河川までとする。ただし、丸山島、大島島、小島島周囲最大高潮時海岸線から 沖出1,500メートル以内の区域を含む。 基点A 仁尾町・観音寺市界 #B 観音寺市上島高頂 #C 控漁三崎突端 #D 岡山県笠置市六角東端 #E AからB見通し線上Aから500メートルのところ #ロ DからC見通し延長線とCからB見通し線との交差点	第二種共同漁業	控漁網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	三重市控漁町生里・大浜・仁尾町	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを行ってはならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
具第149号	代表 観音寺漁業協同組合 高かがわ漁業協同組合	観音寺市志木から観音寺市生里に 至る地先	漁場の区域 A・イ、Cの2直線とAC間沖出1,500メートルの只曲線及び最大高潮時 海岸線(観音寺市にあっては控漁三崎突端と高谷野水場東端を結ぶ線まで、野田川に あっては堤防跡より内から堤防跡東端と高谷野水場東端を結ぶ線まで、野田川に あっては堤防跡東端まで、作田川にあっては堤防跡東端までとする。)に囲まれた区域。 ただし、観音寺港観音寺地先高崎堤防設置事業に係る指定立地指定区域(平成16年香川 県告示第889号)及びこの立地に係る指定立地標識設置物設置区域は除く。 基点A 香川県、愛媛県境界(余木崎) #B 伊吹町界 #C 三重市・仁尾町・観音寺市界 #D 観音寺市上島高頂 #E AからB見通し線上Aから500メートルのところ #ロ CからD見通し線上Cから500メートルのところ	第二種共同漁業	控漁網漁業	3月15日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	観音寺市(伊吹町を除く。)	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを行ってはならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
具第150号	伊吹漁業協同組合	観音寺市伊吹島地先	漁場の区域 伊吹島周囲最大高潮時海岸線から沖出1,700メートル以内の区域	第二種共同漁業	たい網漁業	3月15日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	観音寺市伊吹町	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを行ってはならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。 ウ 1組分の網の長さは300メートル以内とする。
具第151号	伊吹漁業協同組合	観音寺市大島島、小島島地先	漁場の区域 大島島、小島島周囲最大高潮時海岸線から沖出1,700メートル以内の区域	第二種共同漁業	たい網漁業	3月15日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	観音寺市伊吹町	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを行ってはならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。 ウ 1組分の網の長さは300メートル以内とする。
具第152号	伊吹漁業協同組合	観音寺市上島島地先	漁場の区域 内上島周囲(オノゴロ岩を含む)最大高潮時海岸線から沖出1,700メー トル以内の区域	第二種共同漁業	たい網漁業	3月15日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	観音寺市伊吹町	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを行ってはならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。 ウ 1組分の網の長さは300メートル以内とする。
具第153号	伊吹漁業協同組合	観音寺市伊吹島地先	漁場の区域 伊吹島周囲最大高潮時海岸線から沖出1,350メートル以内の区域	第二種共同漁業	控漁網漁業	10月15日から翌年1月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	観音寺市伊吹町	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを行ってはならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
具第154号	伊吹漁業協同組合	観音寺市大島島、小島島地先	漁場の区域 大島島、小島島周囲最大高潮時海岸線から沖出1,350メートル以内の区域	第二種共同漁業	控漁網漁業	10月15日から翌年1月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	観音寺市伊吹町	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを行ってはならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
具第155号	伊吹漁業協同組合	観音寺市上島島地先	漁場の区域 内上島周囲最大高潮時海岸線から沖出1,350メートル以内の区域	第二種共同漁業	控漁網漁業	10月15日から翌年1月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	観音寺市伊吹町	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを行ってはならない。 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
具第401号	三重市漁業協同組合	三重市控漁町大浜を船戸・仁尾町の 地先	漁場の区域 Dロ、ロハ、ハニ、ニFの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 父母神西端(北緯34度10分52.194秒、東経133度38分42.52秒の点) #B 観音寺市上島島高頂 #C 丸山島西端 #D 交差点(北緯34度12分46.236秒、東経133度37分43.581秒の点) #E 大島島北端 #F 民間町大浜を船戸中央防波堤突端 #G 観音寺市伊吹島地先(伊吹島北端) 点イ AからB見通し線上Aから1,000メートルのところ #ロ DからE見通し線とDからF見通し線との交差点 #ハ HからC見通し線とCからB見通し線との交差点 #ニ CからC見通し線とFからG見通し線との交差点	第三種共同漁業	控漁ひき網漁業	4月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	三重市控漁町大浜・仁尾町	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを行ってはならない。 イ あし地ひき網漁業は兼業してはならない。
具第402号	三重市漁業協同組合	三重市仁尾町地先	漁場の区域 ロ、ロハ、ハニ、ハロの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 仁尾町・観音寺市界 #B 観音寺市上島島高頂 #C 父母神西端(北緯34度10分52.194秒、東経133度38分42.52秒の点) #D 丸山島西端 #E 交差点(北緯34度12分46.236秒、東経133度37分43.581秒の点) #F 大島島北端 #G 民間町大浜を船戸中央防波堤突端 #H AからB見通し線上Aから1,000メートルのところ #ロ CからB見通し線上Cから1,000メートルのところ #ハ HからF見通し線上Fから675メートルのところ(中央点) #ニ CからD見通し線とHからG見通し線との交差点	第三種共同漁業	控漁ひき網漁業	4月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	三重市仁尾町	ア 河川、港又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを行ってはならない。 イ あし地ひき網漁業は兼業してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
具第403号	代表 観音寺漁業協同組合 西かがわ漁業協同組合	観音寺市荒木町から豊浜町に至る地先	漁場の区域 A・イロ、ロハ、ハE、ニGの3直線と最大高潮時海岸線(観音寺港にあっては志保防波堤突堤と常陸屋突堤を結んだ線まで、豊浜港にあっては志保防波堤向から富士新橋豊浜工場跡地西端を結んだ線まで、野田川にあっては三架橋橋脚まで、野田川にあっては観音橋橋脚までとする。)に囲まれた区域。ただし、観音寺港観音寺地区専ら管理運営事業に係る埋立免許区域(平成11年香川県令第300号)及びこの埋立に係る埋立護岸構造物設置区域を除く。 基点A 香川県、愛媛県境界(余木崎) #B 伊波町赤崎 #C 観音寺防波堤基部 #D 小段島高頂 #E 三架橋(九十九山)南端(北緯24度09分59秒、東経133度36分30秒の点) #F 観音寺市伊波町不動島(伊波島北端) #G 三豊市に尾町、観音寺市境界 #H 同上島突堤 点イ AからB見通し線上Aから1,000メートルのところ #ロ CからD見通し線上Cから1,200メートルのところ #ハ EからF見通し線上Eから1,000メートルのところ #ニ GからH見通し線上Gから1,000メートルのところ	第三種共同漁業	獲魚地き網漁業	4月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	観音寺町・瀬戸町・琴浪町・室木町・大野浜町・豊浜町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ あじ地びき網漁業は操業してはならない。
具第501号	松山漁業協同組合	坂出市大屋富町相模坊地先	漁場の区域 A・イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 相模坊でC防波堤突堤 #B 瀬尾島北端 #C 松ヶ浦港北防波堤中央目折部 #D 瀬尾島南端 #E 松ヶ浦港南防波堤突堤 点イ AからB見通し線上Aから400メートルのところ #ロ CからD見通し線上Cから1,000メートルのところ #ハ EからF見通し線上Eから1,000メートルのところ	第三種共同漁業	ついで漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	坂出市大屋富町・青柳町・高屋町・神谷町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 他の免許を受けた漁業と協業の上操業しなければならない。
具第502号	三豊市漁業協同組合	三豊市仁尾町大真島水ヶ浦地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハEの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 大真島高頂(81メートル) #B 平石中央 #C 三ヶ浦港南防波堤基部 #D 仁尾港富坂地区1号防波堤突堤 #E 観音崎防波堤基部 点イ AからC見通し線と最大高潮時海岸線との交差点 #ロ AからC見通し線とBからD見通し線との交差点 #ハ EからC見通し線とBからD見通し線との交差点	第三種共同漁業	ついで漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	三豊市仁尾町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 他の漁業権者と協業の上操業しなければならない。